

平成27年度笠間市
予算特別委員会記録 第3号

平成27年3月10日（火曜日） 午前10時00分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算
議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算

出席委員

委員 長	大 関 久 義 君
副 委 員 長	小松崎 均 君
委 員	村 上 寿 之 君
〃	石 井 栄 君
〃	菅 井 信 君
〃	畑 岡 洋 二 君
〃	野 口 圓 君
〃	横 倉 き ん 君
〃	大 貫 千 尋 君
議 長	藤 枝 浩 君

欠席委員

な し

出席説明員

保 健 衛 生 部 長	安 見 和 行 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
産 業 経 済 部 参 事	内 桶 克 之 君
保 険 年 金 課 長	青 柳 京 子 君

笠間支所市民窓口課長	荒川孝次君
岩間支所市民窓口課長	小嶋好文君
保険年金課長補佐	田村一浩君
保険年金課G長	羽持千晴君
保険年金課G長	町田健一君
保険年金課G長	瀬谷真由美君
健康増進課長	下条かをる君
健康増進課長補佐	飯田由一君
友部保健センター長	上野学君
笠間保健センター長	長谷川久君
岩間保健センター長	磯悟道君
健康増進課G長	藤田優君
健康増進課G長	山内一正君
市立病院事務局長	打越勝利君
市立病院事務局経営管理課長	三次登君
市立病院事務局主査	小澤宝二君
農政課長	磯祐一君
農政課長補佐	柳原克之君
農政課G長	深澤充君
農政課G長	菊地恵一君
農村整備課長	池田昌美君
農村整備課長補佐	内桶秀男君
農村整備課G長	細谷敦君
農村整備課G長	豊田修司君
商工観光課長	鈴木武君
商工観光課副参事	小沢敦君
商工観光課長補佐	川又信彦君
商工観光課G長	鈴木圭一君
商工観光課G長	菅谷清二君
農業委員会事務局長	西山幸男君
農業委員会事務局長補佐	重藤洋一君
建設課長	市村勝巳君
建設課長補佐	横手誠君
建設課G長	古木滋君
建設課G長	鈴木行男君

建設課	G	長	田中	博	君
管理課		長	鯉渕	賢治	君
管理課	長補	佐	小松	哲治	君
管理課	G	長	高久	和一	君
管理課	G	長	田中	英樹	君
管理課	G	長	石井	敬司	君
管理課	G	長	小松崎	宏	君
都市計画課		長	青木	理重	君
都市計画課	長補	佐	持丸	公伸	君
都市計画課	G	長	福嶋	猛	君
都市計画課	G	長	松本	浩行	君
都市計画課	G	長	前嶋	進	君
まちづくり推進課		長	中村	公彦	君
まちづくり推進課	企業誘致推進室	長	久野	穰	君
まちづくり推進課	長補	佐	菅井	敏幸	君
まちづくり推進課	G	長	野沢	力	君
学務課		長	大月	弘之	君
学務課	教育企画室	長	渡部	明	君
学務課	指導室	長	金澤	彰	君
学務課	長補	佐	堀越	信一	君
学務課	長補	佐	小薬	進	君
笠間給食センター		所長	鈴木	教	君
岩間給食センター		所長	中庭	栄一	君
笠間幼稚園		長	三村	俊子	君
稲田幼稚園		長	高野	厚子	君
学務課	G	長	木村	幸広	君
学務課	G	長	鶴田	宏之	君
生涯学習課		長	米川	健一	君
生涯学習課	長補	佐	沼野	剛	君
生涯学習課	文化振興室	長	綱川	廣道	君
生涯学習課	G	長	石井	謙	君
生涯学習課	主査		加藤	忠	君
生涯学習課	主査		根本	薫	君
笠間公民館		長	鈴木	倫孝	君
友部公民館		長	山口	浩一	君

岩間公民館長	後藤芳彦君
笠間公民館主査	川井昭君
友部公民館主査	橋本良一君
笠間図書館長	石井淳君
友部図書館長	下条立美君
岩間図書館副館長	箱守司郎君
笠間図書館主査	内桶賢一君
友部図書館主査	須藤賢一君
スポーツ振興課長	松田輝雄君
スポーツ振興課長補佐	金木雄治君
スポーツ振興課G長	豊田信雄君

出席議会事務局職員

事務局長	石上節子
事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
係長	瀧本新一

午前9時28分開議

○大関委員長 時間前ではありますが、そろっておりますので始めたいと思います。

委員の皆さん、執行部の方々におかれましては、昨日に引き続き連日ご苦労さまでございます。本日は予算特別委員会の2日目でございますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開催いたします。

本日は、きのうの続き福祉部高齢福祉課、保健衛生部、市立病院、産業経済部、農業委員会事務局、都市建設部及び教育委員会所管の審査を行います。

議案の説明のため出席を求めたものは別紙の名簿のとおりであります。

本日の会議の記録は次長補佐にお願いいたします。

それでは、きのうの審査の過程の中で、市民生活部より地域交流センター等についてご報告あります。お手元に配付してあると思いますので、ごらんをいただき、説明をいただきたいと思います。

部長。

○山田市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の山田でございます。よろしくお願いいたします。きのう市民活動課の中で質疑がありました地域交流センターの設計等について資料の提出ということですので、まとめたものを配付してございます。

まず、1番目の実施設計額、きのう説明した2,862万円という数字ですけれども、下に記載してありますが、この中には、地質調査あるいは現況の測量、こういったほかの経費も含まれておまして、一括した契約ですので、それを除くと実際は2,543万8,800円という金額になるものでございます。

また、坪単価という質問でございましたが、坪単価にしますと62万3,000円ということで、一般的な建築費に近いのかなと感じております。

また、契約書ということだったものですから、裏面ということで、業務委託契約のコピーをつけてございます。また、今回、岩間の交流センターと建設請負費あるいは監理業務委託費については予算額で計上しております。

○大関委員長 よろしいでしょうか。

続いて、子ども福祉課のほうから昨日の件についてご答弁お願いいたします。お手元に資料は配付しておりますので、参照してお聞きいただきたいと思います。

○中村子ども福祉課長 子ども福祉課長の中村です。きのうは体調不良のため私から説明ができませんでした。大変申しわけありませんでした。

それでは、きのう認定こども園の建設の関係で質疑がありました件でご報告をさせていただきます。

お手元に資料を配付させていただきました。その中で、笠間市の人口とその利用についてということでございますけれども、笠間市地区の人口については減少傾向にはございますけれども、ニーズ調査等の結果、9割を超える保護者が幼稚園、保育所を利用したいという結果が出ております。現在、26年度では子どもの6割が利用しているということでございます。今後、平成31年度には8割が利用すると考えておりました、752名の利用ということを見込んでおります。

その中で、今後の利用定員ということでございますけれども、目標については平成31年度で750人の利用を満たすということで見込んでおりますが、現在の定員としては969名の定員がございまして、実際には充足しているようには見えるかと思いますが、保育所的には不足しているということで、また幼稚園については余剰状態であるということから、是正が必要ということですので。

幼稚園の部分については、公立を減らすことで対応しております。また、保育所定員というのも、公立について必要数を確保して、また民間の幼稚園を認定こども園に移行させたり、また定員の確保ということで、29年度の見込みで407名確保することができております。合計で752名を上回る確保ができるということでございます。

実際には、平成30年からについては再び保育所に不足が見られますけれども、幼稚園の部分の保育機能を整備することによって、あとは小規模等のゼロ歳から2歳などの施設整備を働きかけるようにしておりますので、今後、定員確保をすることを計画していきたいと考えております。

○大関委員長 　ただいま子ども福祉課より説明がございました。これについてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 　それでは、高齢福祉課所管の一般会計の予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明を願います。

高齢福祉課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 　それでは、議案第34号 平成27年度一般会計予算の高齢福祉課所管分についてご説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

19ページをお開きいただきます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節高齢者福祉費負担金、老人施設入所措置費個人負担金の800万7,000円は、養護老人ホームへの入所者の個人負担金を収入するものでございます。継続26名、新規分1名、合計27名分を収入する予定でございます。

次に、23ページをお開きいただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の620

万3,000円は、低所得者に対します介護保険料の軽減をするための国庫負担金を収入するものでございます。

次に、26ページをお開きいただきます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の310万1,000円は、低所得者に対します介護保険料の軽減をするための県の負担金を収入するものでございます。

次に、27ページをお開きいただきます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金、3節高齢者福祉費補助金173万2,000円は、高齢者クラブ事業への県補助金を収入するものでございます。

次に、34ページをお開きいただきます。

18款繰入金、2項基金繰入金、7目、1節高齢者保健福祉基金繰入金の1,047万3,000円は、地域クラウド運営事業への基金の繰り入れでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出における主なものについて説明をさせていただきます。

76、77ページをお開きいただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金のうち8億8,298万7,000円は、介護保険事業におきます介護給付費分12.5%、地域支援事業分12.5%等の費用を介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

また、介護サービス事業特別会計への繰出金といたしまして489万4,000円につきましては、2名分の人件費の繰り出しでございます。

次に、79ページになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、13節委託料の在宅福祉サービス事業委託料462万6,000円は、社会福祉協議会に委託をし、高齢世帯や障害者世帯に対し、協力会員が食事づくりや買い物、清掃等の在宅支援を行うものでございます。

次に、ページを返していただきまして、80ページですが、介護検診ネットワークシステム保守点検委託料1,047万3,000円は、介護認定情報や見守り支援のための情報、救急医療情報などを安全で効率的に共有するためのシステムの運用経費でございます。

次に、同じページで、19節負担金補助及び交付金4,515万6,000円でございますが、主なものとしまして、シルバー人材センター補助金1,150万円は、60歳以上の高齢者に対し就労の機会を提供するセンターに、事業運営に対する補助をするものでございます。

次に、高齢者クラブ連合会補助金640万5,000円は、107の単位クラブの事業を補助する費用でございます。

次に、敬老会実行委員会交付金2,548万6,000円は、各地区で実施いただいております敬老会事業に対し、交付金として支給している事業でございます。対象者は、市民におきましては1万1,532人を見込んでおります。

次に、20節扶助費でございますが、老人施設入所措置費6,333万3,000円は、養護老人ホーム入所者の措置費用でございます。現在、8施設、26名の方が入所しております。また、新規に1名分を見込んでおります。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

高齢福祉課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 それでは、議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算について説明をいたします。

231ページでございます。

平成27年度笠間市介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ60億8,400万円とするものでございます。

初めに、歳入における主なものについてご説明をいたします。

239ページをお開きいただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の13億9,146万5,000円でございますが、特別徴収分1万9,944人、普通徴収分1,711人分の保険料収入を見込んでおるのでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の10億786万1,000円でございますが、法定の介護給付費負担金の国庫負担金を収入するものでございます。

同じページでございますが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金の2億8,465万3,000円は、法定の現年度分調整交付金を収入するものでございます。

次に、ページを返していただきまして、240ページ、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金の15億9,405万7,000円は、第2号被保険者、40歳から65歳未満でございますが、第2号被保険者が納付する保険料を支払基金から収入するものでございます。

同じページでございますが、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金の8億4,238万5,000円は、法定の現年度分介護給付費負担金を県から収入するものでございます。

次に、241ページでございますが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金の7億1,163万2,000円は、現年度分介護給付費を一般会計から繰り入れする分ござ

います。

ページを返していただきまして、242ページですが、5目低所得者保険料軽減繰入金の1,240万5,000円は、低所得者に対します保険料軽減分を一般会計から繰り入れするものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出における主なものについて説明をさせていただきます。

245ページをお開きいただきます。

1款総務費、3項介護保険審査会費、1目介護認定審査会費、1節報酬の737万円は、審査委員25名の報酬でございます。また、2節役務費1,581万1,000円は、主治医の意見書作成手数料及び郵送料でございます。

ページを返していただきまして、246ページの2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費の18億9,420万円は、要介護者に対しての訪問サービスや通所サービス、短期入所サービスなどの在宅サービスの給付費でございます。

次、247ページになりますが、3目地域密着型介護サービス給付費6億3,000万円は、グループホーム等入所者に対しての給付費でございます。

5目施設介護サービス給付費の23億9,400万円は、特別養護老人ホームや老人保健施設、療養型医療施設の入所者に対しての給付費でございます。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費の2億2,969万円は、要介護者に対してのサービス計画を作成する費用でございます。

ページを返していただきまして、248ページをお開きいただきます。

2款保険給付費、2項、介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費1億6,900万円は、要支援者に対しての居宅での介護予防サービス給付費でございます。

次に、249ページになりますが、2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費8,760万円は、介護サービス利用者の利用費の上限を超えた分を申請により支給するものでございます。

次に、ページを返していただきまして、250ページになりますが、2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費の2億2,100万円は、施設入所時に低所得者の方の利用が困難とならないよう、限度額を超えた部分を給付するものでございます。

次に、251ページになりますが、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費、13節委託料のうち、いきいきふれあい通所事業委託料の2,476万円は、介護予防の必要がある高齢者に、閉じこもり等にならないよう生きがいや楽しみを持っていただくための予防事業費でございます。

次に、254ページをお開きいただきます。

5目任意事業費、20節扶助費、家族介護用品支給費2,472万円は、要介護3以上の方を在

宅で介護されている方に、おむつなどの介護用品購入費として月4,000円を限度に支給するものでございます。

同じページの5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の1億2,321万5,000円につきましては、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、3年間同じ保険料で賄うことができるよう、基金として積み立てをしているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

○横倉きん委員 介護保険料ですね。ことしの4月から800円月額上がるということになります。そういうふうに提案されておりますが、今、介護保険が上がっている中に、片方では国民年金が下げられ、そして消費税、そして物価高ということで、かなり高齢者悲鳴が上がっています。そういう中で、介護保険料の値上げをしなかった場合どれだけの減収になるのか。

それと、値上げしなかった場合、国や県からの補助金はどうなるのか。県は12.5%、国は25%ということですが、この算出の中で市の保険料が減った中での計算になるのか、その辺をお伺いたします。

それから、居宅サービスをしていますね。246ページですけれども、今、認定されて自宅で介護サービスとか通所サービスを受けている方おります。そういう方の利用限度額に対してどのぐらいの割合を使っているか、大体で結構です。それをお伺します。

○大関委員長 伊藤君。

○伊藤高齢福祉課G長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、国とか県の支出金が、もし介護保険料を4,400円現状のままにした場合どうなるかということですが、実際にあった給付費に応じての利用負担割合となりますので、例えば4,400円に据え置いた場合でも、実際に給付があった場合については、国の割合、あるいは40歳以上64歳までの2号保険者の割合というものは実際には入ってまいります。ただ、その分介護保険料としての収入が減ることになりますものですから、その部分については県の基金からの借り入れという形で賄うことになってくるかと思われまます。そうしますと、現行の計画よりも6億円ほど減収という形になりますので、その分を基金のほうから借り入れするとなると、その6億円の借り入れについては、翌期間、第7期分期間で返済するという形になりますので、その分について保険料、お金を大幅に上げないと間に合わなくなる、こんな形になると考えられます。

また、現在の居宅サービスの利用割合でございますけれども、大体5割から6割ぐらいであろうと思われまます。

○大関委員長 横倉委員。

○横倉きん委員 一つは、給付費に対する交付ということで市の保険料が払われて、市のほうの保険料を上げなくても国や県から給付費として来るということで確認できました。

そして、6億円足りないということで、3年間の保険料の不足分ということでありました。そういう中で、特別会計でも、これだけ介護保険は強制ですよ。年金から天引き、そしてまた年金が1万5,000円以下の人は普通徴収ということで誰も払うわけですが、なかなかこの介護保険、社会的に支えるということになっておりますが、実質的には使いたくても使えないという状況が出されている中で、これは社会的に支える制度として一般会計からの繰り入れも可能ではないかと思うんですが、特別会計でもいろいろなところでやっておりますよね。国保でもそうですし、水道とかそういうことでも一般会計からの繰り入れもしていますので、ぜひその点では一般会計からの繰り入れで今回の値上げを抑えることをしていただきたいかと思うんですが、その点でのお考えどうでしょうか。

○大関委員長 伊藤 浩君。

○伊藤高齢福祉課G長 ただいまの質問にお答えいたします。

介護保険制度におきましては、そのかかった費用、個人の利用負担分を除いた部分の費用の考え方でございますけれども、公費で50%、あと現行では保険料としまして40歳以上の方からいただいているわけですが、そちらで50%、そのうち40歳から64歳までの方が今回28%、そして65歳以上の方については22%という形の利用負担割合となっております。

制度上、一般会計からの繰り入れというのはできないことになっておりまして、このかかった費用のほかに、制度運営に関します職員の人件費とか、そういったものについては一般会計からの全額繰り入れて賄ってございます。

○大関委員長 横倉委員。

○横倉きん委員 一般会計からの繰り入れは、制度としてできないことと今言われたんですが、一般会計からの繰り入れでやって、ペナルティーはないと思うんですね。これ国会の答弁なんかでもそういうことが言われておりまして、この介護保険始まって12年ですか、その中では幾つかの自治体も出していたことがあると思うんですが、そういう点ではどうでしょうね。別にペナルティーを禁じる法令としてははないというふうに前に答弁は出ているんですが。

○大関委員長 課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 今、横倉委員さんからのご質問で、一般会計から保険料を抑えるために繰り入れしてはどうかというお話でございますが、一般会計からの繰り入れ、これからますますふえていくという中で、計画も今回第6期立てまして、いろいろな介護サービスをするということで介護保険料を決めたわけですが、今後ますます需要が多くなるということは、国でもかなり伸びていると。それに対して一般会計から繰り入れをするということは、一般会計からかなり介護保険のほうに、もしできるとした場合ですけれども、繰り入れをしなくちゃならないということで、かなり支障が出るということも考えら

れます。

そういうことで、現在のところ、笠間市としましては一般会計からの繰り入れという考えはございません。

○大関委員長 横倉委員、3回なので、もう一回だけいいよ。

○横倉きん委員 済みません。利用料が5割から6割ということなんですが、私もいろいろ相談されているんですが、やっぱり使えないと。高齢者になってくると医療費もかなりかかんですよ。そういう中で、医者も行かなくちゃならないし、介護も受けなくちゃならない。本当に我慢しているということで、それが居宅サービスの中では5割前後ということになっているので、そういうことからすると、本当に高齢化社会が安心して暮らせる、自分らしく生活をするというのが笠間市でも高齢化の指針としてちゃんとうたっている中では、それがなかなか保障できない、こういうふうになっていくと。そういう点では、ぜひ今後、これは国も当初保険なる前は50%、市は25%、全部公費でこの介護費用はほとんど出していたという経緯があるので、これは国へ、今、25%を30%にするという案が、要請というか、私も一般質問でも出しているんですが、その件。そういうことでお願いしたいと思うんですが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○大関委員長 課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 ただいまの横倉委員さんからのご質問は、今度の一般質問の中に入っている内容でございまして、ここでお答えしていいものかどうか。

○大関委員長 じゃ、そこで答えて。それでいい。一般質問と間違えないように。

大貫委員。

○大貫千尋委員 国初め、全体の流れが、施設に入居をさせる方向と、また、在宅看護を何とかもう一回復活して流れを変えていこうと、医療負担が物すごく高くなっちゃって介護保険がだめになっちゃう。

予算書を見ると、新しい項目が1,000円で何カ所も載ってきているんですが、笠間市として、その今の流れに対して、こうしていかなければならないだろうという予測のもとに新しい項目をつけているんだと思うんですが、全体的に流れの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○大関委員長 高齢福祉課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 大貫委員さんからのご質問でございます。その考え方、高齢化の超高齢社会を受けての考え方ということでございますが、委員さんご指摘のとおり、在宅の介護とか施設介護というふうに分かれているわけでございますけれども、今回の介護保険法改正の中でも、特に施設介護については介護度3、4、5、いわゆる比較的重い状態の方については原則施設介護のほうで見ていきたいと思います。要支援1、2、要介護1、2、こちらの方については在宅で介護していこうと、大きくこういった振り分けをして、今後ますますふえる高齢者の方のためにどのような介護がいいかということで、完全にそうい

ったことで、おそれと言ってはちょっと語弊がありますがけれども、そういったことで、在宅介護について、リハビリも含めて今後力を入れていきたいと私どもも思っています。

また、介護予防事業について、要するに高齢化となってくれば、介護が必要になってくるということになってきたり、あるいは認知症を発症してきたりということもあると思うんですけれども、そうなるのを少しでもおくらせるために、介護予防を積極的に市としては市民に深めていきたいと考えておりまして、介護度をおくらせるといいますか、ちょっと言い方が変で申しわけございませんけれども、少しでも介護予防で、元気に生活していただく、地域で生活していただくということを念頭に置くということ、また認知症、これ本当に今、テレビ、新聞等でもあると思いますけれども、大分ふえてきまして、この認知症対応につきましても、笠間市としましてこれまでいろいろ認知症の専門の方を呼んで講演会をやったりしておりまして、そういった事業も今後ますますふやして、介護予防ということに市としては力を入れていきたいと思っております。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 先進地では、マージャン、かけさせないそうですが、あと囲碁、将棋、あと老人の運動クラブに対する補助金、そういうことを積極的に行って、なるべく痴呆にならない、予防させる、あとは運動させて、結局早期の治療、抵抗力を高めてあれだということなんですが、市としてはその辺に関して、先進地を見習うとか、こういうふうにしていきたいというビジョンはあるんですかね。

○大関委員長 長谷川君。

○長谷川高齢福祉課長補佐 今の介護予防に関するご質問でございますが、笠間市といたしましても、介護予防の運動教室の推進をしております。シルバーリハビリ体操とスクエアステップ、これは笠間独自のものですが、その体操教室を委託という形で運営をリーダー会等をお願いしております。

シルバーリハビリ体操は現在45カ所の地域の教室、スクエアステップは21カ所の地域の身近な教室での教室推進を行っておりまして、シルバーに関しては年間2万人、スクエアステップに関しましても1万5,000人近い方が参加をいただいているところです。

市で行う保健センター等の指導、これは短期間のものですが、運動教室であれば継続的に身近なところでできるということで、今後もその運動教室に関して、運動機能だけではなく、認知症予防、それから地域の見守りも含めて推進してまいりたいと考えております。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 最後に、介護保険料のここ何年間かの未支払いといいますか、滞納ですか、滞納状況とその滞納の整理に向けての市のほうの働きかけをお聞きします。

質問3回ですので、それをお答え願って、今後、係の方には、先進地の視察も含めた中でいろいろな情報を得て、なるべく支出が幾らかでも軽減できるような努力をしてほしいと思います。それは要望です。前段のお答えをお願いします。

○大関委員長 高齢福祉課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 ただいま大貫委員さんからのご質問でございます。介護保険料の滞納でございますけれども、普通徴収の滞納分としましては688万7,000円でございます。この介護保険料の滞納につきましては、市の中でも税務のほうに回収するセクションがございますけれども、保険料につきましては高齢福祉課独自でこの滞納整理というものをやっております。本庁の高齢福祉課、それから笠間支所、岩間支所にも福祉課ございますので、そちらの職員も一緒になりまして、計画的にそのお宅を訪問しまして、どういう状況かをご説明をし、それで市に振り込んでいただくということをお願いに足を運んでいるという状況でございますが、まだ全部滞納が解消されたというわけではございませんが、今後も引き続き、そういったことで少しでも滞納金を減らす努力をしていきたいと考えております。

○大貫千尋委員 減少傾向にあるのか、今後数年間の流れも答えてほしい。減少傾向にあるのか、どういう状況か。

○大関委員長 伊藤 浩君。

○伊藤高齢福祉課G長 ただいまの近年の状況でございますけれども、この滞納分、微増でございますが、やはり年々増加傾向にはございます。高齢者の方がふえているということも、被保険者数が将来的にふえていくということもございまして、滞納に回ってしまうものも、残念ではございますけれども、ふえているのが現状でございます。

○大関委員長 ほかにございますか。

石井君。

○石井 栄委員 239ページの歳入の1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に関して、それから3款の国庫支出金等に関してご質問いたします。

先ほどの横倉委員のお話にも関連するんですが、これをもう一度確認したいんですが、市の一般会計から何がしかの繰り入れをしても、これに対する禁止規定はないということと、ペナルティーはないということを確認したいということです。

したがって、3年間の保険料の減収が、約800円値上げをしない場合には6億1,000万円ぐらいになる見込みだと。年間で約2億円の減収がある予定だということなんですが、この減収になった場合、値上げしなかった場合に、国、県からの補助金の削減があるのかどうか、値上げしなかったことによる県や国からの補助金の削減があるのかどうか。あるとすれば、幾らなのか。

それと、もう1点、この場合県の基金から借り入れをしなければならなくなると。事業計画をしているわけですから、足りないのは何か手当てしなくちゃならないですね。借りなければならぬお金は3年間で幾らになるのか、その辺教えていただきたいんですが。

○大関委員長 グループ長伊藤 浩君。

○伊藤高齢福祉課G長 先ほどのご質問ですが、ペナルティーがあるかどうかという点に

については、制度上できないということでペナルティーがあるかどうかまでは確認しておりませんので、この辺については確認したいと思います。よろしいでしょうか。

○石井 栄委員 ないです、政府の答弁では。それはよく確かめて。ペナルティーはない。

○大関委員長 石井君、挙手の上、発言をお願いします。

○石井 栄委員 じゃ、終わってから。

○伊藤高齢福祉課G長 それから、保険料の収入が減った場合ということで、先ほど横倉委員のご質問と同じことになるんですけれども、国、あるいは県からの支出金というのは、あくまでも給付に対する支出ですので、給付があった部分のパーセント、国ですと25%という形で参りますので、実際に給付に応じた額が参りますので、保険料の収入が減ったからといってその部分が減るわけではございません。

また、年間2億円で3年間で6億1,000万円ぐらいの減収分、これを賄うためということですが、現在、介護給付予備基金というものが笠間市にございまして、今回も1億3,400万円ほど取り崩しをする予定でございまして、さらにその残額が大体9,000万円ほど残るかと思うんですけれども、その部分も全て繰り入れをしまして、残りでの3年間総額で赤字の部分が5億5,000万円ほど借り入れをしなければいけないところもあります。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 先ほどのペナルティーの件なんですが、ペナルティーはないと政府の担当者が答弁しておりますので、その辺はしっかり確認をしていただきたいと思います。

ということは、市の福祉、介護福祉に関する考え方によっては、繰り入れは可能だということなので、担当者にとっては非常に大変なやりくりかもしれませんが、これは市の大局的な方針にかかわることですので、担当者の苦労をはるかに超えた大きな判断だと思えますので、まずその辺を確認していただいて、そういう方向で負担軽減になるように取り計らっていただくということが、これから医療費や介護費用を払うのもなかなか大変な家庭もたくさんありますので、その辺の配慮が必要かなと思います。

○大関委員長 ほかにございますか。

村上君。

○村上寿之委員 242ページの一番上、低所得者保険料という部分、低所得者の年収の条件というのは幾らになるかということと、先ほど大貫委員のお話の中で、保険料の延滞というお話があった中で、688万7,000円の回答があったという部分に対して、このことについては毎年ふえるという話の中で、プロジェクトチームなどというものをつくって滞納に当たるのかというようなことをお聞きしたいなと思います。その点お願いします。

○大関委員長 グループ長伊藤 浩君。

○伊藤高齢福祉課G長 低所得者の保険料低減ということですが、今回、笠間市は保険料10段階の設定をさせていただいておりますけれども、この第1段階という部分とい

うことをごさいますして、その対象者が、まず生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方と、住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下である方という形になってごさいます。

もう一つ、滞納整理の件でごさいますけれども、現在、高齢福祉課と各支所の福祉課のほうでそれぞれ班を組みまして滞納整理に当たっておりまして、それをプロジェクトチームとすればプロジェクトチームに当たるのかなということでは対応してごさいます。

○大関委員長 村上委員。

○村上寿之委員 先ほど言ったように、高齢者がふえるということは、イコール滞納者がふえるということも懸念されますので、ぜひ積極的にその辺を取り組んでいただければありがたいなと思います。

○大関委員長 ほかにごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終了いたします。

次に、介護サービス事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

高齢福祉課長鷹松丈人君。

○鷹松高齢福祉課長 それでは、議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明をいたします。

267ページをお開きいただきます。

平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計は、歳入歳出それぞれ2,500万円とするものでごさいます。

初めに、歳入における主なものですが、273ページをお開きいただきます。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス計画費収入2,009万5,000円は、要支援者へのケアプラン作成手数料を収入するものでごさいます。

同じページの2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の489万4,000円は、事業支出に対します一般会計からの繰り入れでごさいます。

歳入については以上でごさいます。

続きまして、歳出における主なものについてご説明をさせていただきます。

ページを返していただきまして、274ページ、2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費の1,007万3,000円は、居宅介護支援事業所へケアプラン作成委託費を支出するものでごさいます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉部関係各課の審査を終わります。

なお、入れかえのため暫時休憩いたします。

10時半より再開いたします。

午前10時22分休憩

午前10時31分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健衛生部保険年金課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 それでは、保険年金課所管の平成27年度一般会計予算から主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入から説明させていただきます。

23ページをお開き願います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金5,005万4,000円のうち、国民健康保険基盤安定事業費負担金3,301万9,000円ですが、国保税の軽減分に対する国で補填する分でございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1億1,217万6,000円のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金270万円ですが、税番号制度のシステム改修補助金でございます。

次に、26ページをお開き願います。

3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金1,571万2,000円ですが、国民年金事務にかかわる人件費や物件費等の委託金でございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金3億6,590万7,000円のうち、国民健康保険基盤安定事業費負担金2億4,565万7,000円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金1億1,658万4,000円、それらはいずれも保険税軽減分に対するの県からの負担金でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、4節医療福祉費補助金1億8,350万3,000円ですが、マル福事業に対する県からの補助金でございます。

次に、36ページをお開き願います。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、4目高額療養費貸付金元利収入1,400万円ですが、療養費が高額なため医療機関への支払いが困難な方に貸し付けした貸付金の元金収入でございます。

次に、38ページをお開き願います。

4 項、5 目雑入、1 節医療福祉費返納金4,020万円ですが、マル福で立てかえた分を各保険者から返納される分であります。

以上で歳入説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

76ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、28節繰出金15億676万6,000円のうち、国民健康保険特別会計繰出金 6 億1,888万5,000円ですが、保険基盤安定繰出金 3 億7,156万8,000円は、低所得者に対する 7 割、5 割、2 割の軽減措置分を補填するためのものがございます。

職員給与費等繰出金 1 億5,854万7,000円は、国保事業運営に係る人件費等の経費でございます。

出産育児一時金等繰出金3,080万円は、出産にかかわる繰出金でございます。

財政安定化支援事業繰出金2,500万円は、低所得者負担能力を超える補填分に対する支援措置としての繰出金でございます。

国保税負担緩和繰出金3,000万円は、被保険者の税負担を緩和するための繰出金で、それぞれ国保特別会計へ支出するものがございます。

次に、80ページをお開き願います。

5 目医療福祉費 4 億9,806万4,000円のうち、主なものは、12節役務費の審査支払手数料1,053万7,000円で、国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に支払う手数料等でございます。

20節扶助費、医療扶助費 4 億7,119万3,000円ですが、市単独事業分も含めましたマル福対象の医療費でございます。

21節貸付金1,033万6,000円ですが、高額療養費貸付金1,000万円は、国保加入者の医療費の自己負担が高額となり自己負担限度額を超えた医療費に対して医療費の 9 割を限度として貸し出すものがございます。

6 目国民年金費2,551万8,000円ですが、国民年金に係る運営費と人件費等で、申請書の受け付け、診察相談業務等を行っております。

次に、82ページをお開き願います。

9 目後期高齢者医療制度費、19節負担金補助及び交付金 6 億4,248万9,000円のうち、茨城県後期高齢者医療広域連合負担金2,366万5,000円は、均等割、人口割、高齢者人口割に基づく市の負担金でございます。

療養給付費負担金 6 億1,882万4,000円は、後期高齢者医療制度の医療費の市の負担分でございます。

28節繰出金 1 億6,761万8,000円ですが、後期高齢者医療特別会計への事務費、低所得者の保険料軽減分、健診事業費等の繰出金でございます。

以上で、平成27年度一般会計予算について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

○横倉きん委員 76ページ、国保、28節繰出金、国保税負担緩和繰出金3,000万円ということですが、前年は8,000万円だったと思います。現在の国保加入者の加入数と、滞納世帯は何%ぐらいになるか。

それと、マル福の面ですが、今、所得制限はあるわけですが、中学3年までの医療費、所得制限はなくした場合に幾ら必要になるか、それをお願いいたします。

○大関委員長 保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 ただいまの横倉委員のご質問ですが、27年1月現在で国保加入者が2万3,833人となっております。

平成25年度の滞納世帯数ですが、2,417世帯となっております。率は、18.1%が滞納割合となっております。

次に、マル福の所得制限撤廃の金額というお話ですが、中学生まで撤廃をいたしますと、約3,100万円が必要予算額となります。

○野口 圓委員 国保で、負担金の繰出金が3,000万円というのと8,000万円に答えていない。

○大関委員長 田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 国保税の繰出金なんですけれども、26年度は8,000万円で、27年度は3,000万円ということで5,000万円ほど下がっているわけなんですけれども、それについては、国保会計の不足分を一般会計のほうからいただくということで、27年度については、財政調整基金2,000万円繰り入れと一般会計からの国保税緩和分3,000万円繰り入れということで5,000万円で当初予算を組んでいる状況でございます。

○大関委員長 横倉委員。

○横倉きん委員 国保の滞納世帯18.1%ということですが、この滞納世帯についての保険証の交付状況というか、資格証明書とか短期保険証の交付状況をお伺いします。

それから、18.1%という滞納なんですけど、国保の加入世帯の無職者、全国的な統計のみで笠間でわからなければ、高齢化になっておまして、当初は国保加入世帯の6%ぐらいが無職者ということだったんですが、今はかなりのパーセントになっていると思います。笠間の状況がわからなければ、全国的な国保加入者の無職者の状況、どのぐらいの割合になっているか。また、笠間市の国保加入者の平均所得は幾らか。

それと、40歳、子ども2人の200万所得で保険料がどのぐらいになっているか、お願いします。

○大関委員長 青柳京子君。

○青柳保険年金課長 27年の1月1日現在でよろしいでしょうか。資格証が90世帯で人数が111人になります。短期保険証のほうは1,144世帯で人数が2,316人となっております。

離職者の状況ということですがけれども、全国で厚生労働省が調べましたものがあるんですけれども、24年度の統計で43.4%が離職者ということになっております。

○大関委員長 田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 国民健康保険加入者の平均所得ということですがけれども、平成27年の1月末現在、平均所得としましては1世帯当たり176万1,022円、1人当たりについては89万2,854円ということになります。

収入200万円で4人というお話なんですけれども、計算しないとこの場ですぐぱっとは答えできませんので。

○大関委員長 部長。

○安見保健衛生部長 横倉委員から質問がありました世帯4人で所得が200万円ということで、世帯の構造なんですけれども、旦那さん、奥さん、小さなお子さんお二人という4人で試算したものがあります。そうしますと、笠間市は4人で年間約39万円になります。

○大関委員長 横倉委員。

○横倉きん委員 今、全国平均ですがけれども、国保加入者の43.3%が離職者だということで、この国保加入者というのは、現役をやめた方、高齢者が多くあるわけですね。それから中小企業、零細企業の方で、これは社会保障としてきちっと唯一位置づけられているものです。

そういう中で、今、40歳、主婦と子ども2人、所得200万円で39万円ということは、2割の保険料ということで、何かあったらこれが払えないという状況が出ているんじゃないかと思うんです。

先ほど繰り入れが、3,000万円は一般会計から、別のほうから2,000万円ということで、5,000万円入れて収支は合うということなんですけど、今、高過ぎて払い切れないというのが実態ではないかと思うんです。今回の収支は合わさっているわけですがけれども、基金も、今回も8億円か9億円基金から繰り入れもあるんですが、1世帯1万円下げても加入者が2万3,000円でしたか、そういう人で世帯はそこまではないと思うんですが、繰り入れて保険料を下げるというのが、一番収納率も上げて安心して医療が受けられる状況を、これは社会保障としての位置づけになっているわけですから、やはり一般会計からの繰り入れ、財政調整基金がたくさんあるわけですから、それを取り崩して保険料を下げていただきたいんですが、そういう方向で検討できないかどうか。

○大関委員長 保健衛生部長安見和行君。

○安見保健衛生部長 国民健康保険のそういった継続的にかかる予算につきましては、財政調整基金を取り崩して充てるという性格ではないものですから、そういった基金で対応

することはできないということになります。

○大関委員長 ほかにございますか。

野口委員。

○野口 圓委員 さっきマル福、中学3年まで所得制限撤廃すると3,100万円ぐらいだという話なんですけど、所得制限撤廃した場合に国からのペナルティーというのはあるんですか。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 地方単独事業、実際、マル福事業についても、国保加入者で事業運営している場合には医療費のペナルティーがございます。当然、単独事業が広がればペナルティーはあります。要は、自分の負担でかからないとそれ以上にかかってしまうということで、国保のほうの国庫負担については割り戻しされるというふうな形でペナルティーはあります。

○大関委員長 野口委員。

○野口 圓委員 金額的にはわかりますか。

○大関委員長 田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 金額的にはすぐにぱっと数字は出ません。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 先ほどの国保加入者が2万3,833名だとおっしゃいましたね。世帯数でいうと何世帯になりますか。それが1点。

2番目は、81ページの21の貸付金、高額療養費貸付金が1,000万円ありますね。この方は9割を限度として貸し出すことができるという説明でしたけれども、例えばこういう条項に該当する人がふえて1,000万円で金額がなくなったという場合に、追加ができるのかどうか。それが2番目。

その貸付金に対する、これは貸付金ですから返さなくちゃならない。これ利子がつくのかどうか。猶予の期限はどのぐらいあるのか。その点お聞きしたい。よろしく願います。

○大関委員長 保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 ただいまの世帯数ですが、1万3,297世帯となっております。27年の先ほどの加入者2万3,833名、世帯数が1万3,297、27年1月現在の世帯数となっております。

○大関委員長 田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 高額療養費の貸し付けですけども、1,000万円を超えた場合には、さらに補正予算を組みまして貸し付けをするような形になります。それと、利息については取っておりません。

高額療養費の支給については、2年という時効がありますので、2年の間には返していただかないと貸付金だけ残ってしまいますので、貸付金の時効については10年ということ

でなっております。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、利息はなくて、2年間のうちに返済してもらおうということで、こういう方はなかなか返せない方が多いんですよね、滞納して。2年間のうちに返せない、それから国保も滞納しているという場合に、保険証の交付というのは取りやめとかになるんですか。その後の扱いについてはどうなるのでしょうか。

○大関委員長 保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 本当でしたらば、自己負担限度額というのがありますから、限度額ひとまず出せばいいんですけれども、未納、滞納している方に関しては、2年間未納になっていますとその限度額は出せません。ということで、貸し付けをするということにはなるんですけれども、その方に関しましては、未納となっている分を分納誓約を交わして納付の促進を図っております。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 補足説明申し上げますと、病院の医療費につきましては分納という形はありませんので、納入を分割で納めた場合には、一回病院が立てかえたような形になります。それに対して、病院と個人の分納の誓約をとっていただければ、その時点で高額療養費をお支払いしますので、その高額療養費に該当する9割部分を貸し付けておりますので、高額療養費を支払う段階で貸付金を返していただいて、1割分を本人のほうにお返しするということで精算ができるような形になります。

あと滞納の保険証の部分ですけれども、保険証については途中でストップするということはございません。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 一つは、滞納をさせない方法として、県とか各市町村で事業者をお願いをして、払う給料から所得税と国保税を差し引いて、企業に勤めている方が住んでいる市町村に強制的にお支払いをしていただく方法を積極的に取り入れていただいている企業もあります。それは、大体業者的に社会保険に加入したりしているある程度の企業なんですけど、自治金融という制度があって、自治金融の取り扱い業者には市で税金の中から自治金融の保証料を補填しながらやっているわけなんですから、自治金融の取り扱いをしている企業にはお願いできると思うんですね。会社で毎月の給料払う中から全部引いてもらって各市町村に送りつける。若い世帯は、意外とこれためちゃうと、なかなか支払いが困難になっちゃうんですよ。だから、若い人たちが18歳卒業したり高校中退して日雇いの仕事やアルバイト的な仕事に従事した場合であっても、自治金融に関係している事業所には、縦の流れじゃなくて横の流れも使って、役所で全部わかっていますから、その企業は、自治金融制度を利用して銀行からお金を借りてやっている企業というのは、我々は調べることができないけど、役所は横の流れでわかりますから、その企業に対してはみんなの税金

から自治金融を利用して事業をやっているわけですから、その業者には直接納付をお願いできると思うんです。それはぜひともやっていただきたいと思います。取り組みについての答えはいただきますよ。

それから、あと一つ、76ページ、出産時の一時金の繰出金が3,880万円予算を組んでいますが、前に子ども福祉課のほうからもらった出生予測ですか、27年度は154名、旧笠間市だけでも0歳児が154名生まれるという予測だと思うんですが、0歳児が入ってくるにしても、この1人当たりに対して幾らの見込みで予算を組んでいるか、その2点についてお答えください。

○大関委員長 年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 質問のほうちょっと前後して答えさせていただきますが、今の出産一時金のほうですが、1人42万円が出産一時金ということで、そちらの3分の2、30万8,000円を貸し付ける事業になっております。繰出金でございます。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 若干補足説明申し上げますと、出産育児一時金につきましては、国保加入者のみで、国保会計で出産育児一時金を42万2,000円払った分に対しての3分の2の繰り入れということになります。

それと、先ほどの自治金融のお話なんですけれども、国保加入者につきましては、世帯主課税という形になっています。世帯主の方がどこの企業に勤めているかというのは、国保の側では把握できませんので、一概に自治金融を使っている企業にお願いするという事はなかなか難しいと思います。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 直接納付をお願いすると法律違反になるのかという点が1点と、先ほど何人という数字をいただいております……休憩とってください。

○大関委員長 休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

○大関委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 ただいまのご質問ですが、繰出金に関しましては、42万円の110名分となっております。昨年の地区ごとの繰り出し状況ということですがけれども、笠間市全体で把握しているだけでありまして、地区ごとは、済みません、把握しておりませんので、ご了承願います。

○大関委員長 笠間市全体では。

○大貫千尋委員 いいです。あきらめます。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 それでは、平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算について主なものをご説明申し上げます。

187ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出総額をそれぞれ103億3,500万円とするものでございます。前年比12億7,700万円の増、14.1%増の予算総額となっております。この大幅な予算増につきましては、県財政共同安定化事業におきまして、制度改正があり、歳入で交付金が約13億1,800万円、歳出で給付金が約13億4,200万円増額となることが主な要因となっております。

まず、歳入からご説明させていただきます。

195ページをお開き願います。

事業内容の説明につきましては、主に歳出の部でご説明させていただきますので、ご了承願います。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税21億5,990万8,000円ですが、一般被保険者国民健康保険税現年度課税及び滞納繰越分を計上しております。前年比4,137万8,000円の減は、前年度からの繰越額の減です。一般被保険者滞納繰越分の収入見込額の減によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税1億3,116万円ですが、前年比908万8,000円の減は、退職被保険者数の減によるものでございます。

次に、196ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金16億6,307万4,000円、前年比9,136万7,000円の減で計上しております。主な要因は、5款の前期高齢者交付金の増に伴うものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金6,314万3,000円ですが、レセプト1件当たり80万円以上の高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業に要する高額医療費共同事業拠出金の4分の1を予定しております。

3目特定健康診査等負担金1,066万9,000円ですが、特定健康診査の実施に伴う基準額に基づき計上しております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金4億8,725万7,000円ですが、市町村間の財政力の不均衡などを調整するための療養給付費等の9%で、前年比2,085万9,000円の減で計上しております。主な要因としまして、5款前期高齢者交付金等の増に伴うものでございます。

4款、1項、1目療養給付費等交付金3億7,536万6,000円ですが、前年比1,688万7,000円の増で計上しております。退職被保険者の医療費分と後期高齢者支援金分を社会保険医療報酬支払基金から交付されているものでございます。

5款、1項、1目前期高齢者交付金18億3,093万4,000円ですが、社会保険診療報酬支払基金から保険者間の前期高齢者65歳から74歳までの国保加入者数に応じての利用負担の不均衡を調整するために交付されるもので、前年比1億5,248万3,000円の増で計上しております。これは26年度当初予算では16億7,945万1,000円で計上していましたが、26年決算ベースでは17億7,894万5,781円となります。決算から3%の増を見込んでおります。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金6,314万3,000円ですが、レセプト1件当たり80万円以上の高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業に要する費用で、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を計上しております。

2目特定健康診査等負担金1,066万9,000円ですが、特定健康診査の実施に伴い、基準額に基づき計上しております。

2項県補助金、1目政調整交付金4億6,773万9,000円ですが、市町村からの財政力の不均衡などを調整するための交付金で、療養給付費等の9%、2,569万7,000円の減で計上しております。主な要因としまして、5款の前期高齢者交付金の増に伴うものでございます。

次に、198ページをお開き願います。

7款、1項、1目共同事業交付金23億8,069万5,000円ですが、高額医療共同事業交付金、前年比12億7,218万1,000円の増で計上しております。この大幅な負担増は、県財政共同安定化事業の対象レセプトの基準の改正が要因となっております。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金6億1,898万5,000円ですが、一般会計歳出予算の中でご説明しましたように、保険基盤安定繰入金を初めとして、前年比2,065万5,000円の減で計上しております。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,000万円ですが、財政調整のため基金から繰り入れするものでございます。

11款諸収入、1項延滞期加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金3,000万円ですが、25名の実績と26名の実績見込みに基づきまして、1,000万円を見込んで計上しております。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

201ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億3,756万5,000円は、職員の人件費及び被保険者証の作成などの電算業務委託料等の経費を計上しております。

次に、202ページをお開き願います。

2項徴税费、1目賦課徴収費1,975万8,000円ですが、主なものとしまして、13節委託料の納付書等を作成する電算業務委託料等でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費46億7,700万円ですが、前年比6,391万5,000円の減で計上しております。これは1人当たり給付費20万4,307円で、一般被保険者数2万2,892人を見込んでおります。

2 目退職被保険者等療養給付費2億9,000万円ですが、前年比1,277万8,000円の増で計上しております。これは1人当たり給付費25万2,833円で、退職被保険者数1,147人を見込んでおります。

3 目一般被保険者療養費5,344万円ですが、前年比528万円の減で計上しております。

次に、204ページをお開き願います。

2 項高額療養諸費、1 目一般被保険者高額療養費5億6,485万6,000円ですが、前年比2,098万9,000円の減で計上しております。これは1人当たりの高額療養費2万4,675円で、一般被保険者数2万2,892人を見込んでおります。

2 目退職被保険者等高額療養費3,696万5,000円ですが、前年比886万1,000円の増で計上しております。これは1人当たり給付費3万2,228円で、退職被保険者数1,147人を見込んでおります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金4,620万円ですが、年間110名の出生を見込んで計上しております。

3 款、1 項、1 目後期高齢者支援金13億3,668万5,000円ですが、前年比1,418万1,000円の増で計上しております。これは国保加入者1人当たりの負担金の増額によるものでございます。

次に、206ページをお開き願います。

5 款、1 項、1 目介護納付金6億3,219万2,000円ですが、前年比944万7,000円の増で計上しております。これは介護保険2号被保険者40歳から64歳未満の1人当たりの負担金の増額によるものでございます。

6 款共同事業拠出金、1 項、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金2億5,257万5,000円ですが、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費について共同で事業を行うため、国保連合会へ拠出するものでございます。

4 目保険財政共同安定化事業拠出金21億2,912万0円ですが、保険財政等の安定化事業の対象レセプトの基準の改正によるものでございます。これは26年度まではレセプト1件当たり30万円から80万円が対象となっておりましたが、27年度からレセプト1件1円から10万円未満が対象となったことによるものでございます。

7 款保健事業費、1 項、1 目特定健康診査等事業費6,257万6,000円ですが、主なものとしまして、13節委託料で国保加入者の40歳から74歳までの生活習慣病、メタボシンドロームに着目した健康診査、保健指導に係る委託料等を計上しております。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費2,718万1,000円ですが、19節負担金補助及び交付金2,125万円は、人間ドックで500人、脳ドックで250人の受診者への補助金を計上しており

ます。

次に、208ページをお開き願います。

9款諸支出金、2項公営企業費、1目直営診療施設勘定補助金、19節特別調整交付金直営診療施設整備補助金351万8,000円につきましては、国庫補助金特別調整交付金を収入しまして、直営診療施設市立病院会計へ支出するものであります。

以上で、平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

橋本議員から傍聴の申し出がありましたので、許可いたしました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

○野口 圓委員 198ページに、共同事業交付金ということで、前年度が8億円だったのが今回13億円プラスして21億円になっています。これがこのまま206ページの6款の共同事業拠出金ということで21億円計上されておりまして、その保険財政共同安定化事業拠出金というのは、中身は一体何なんでしょう。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 保険財政共同安定化事業ですけれども、これは都道府県内の市町村国保間の保険料平準化、財政の安定化を図るために、26年度までは1件30万円を超える医療費について、市町村の国保の拠出によりまして負担を共有する共同事業ということで実施されておりました。平成27年度からは、このレセプトの1件30万円から80万円のものが、レセプト1件1円以上80万円未満ということで拡大されたために、こういった大きな増の要因となっております。

○大関委員長 野口委員。

○野口 圓委員 要するに、県から最初は交付金みたいな形でお金が出ていて、市からはこの財政共同安定事業拠出金にお金が出ていているわけですね。そうすると、これ安定化するという事だから、高いところから低いところまで補填するという意味だろうけど、笠間市にはこの戻りはどういう形であられるんですか。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 国保連合会のほうで事業やっていますので、拠出金を国保連合会に出しまして、レセプトの金額、市町村の医療費の金額によりまして交付金として後から配分されるような形になります。医療費が多いところは多く、少ないところは拠出金よりも交付金が少なくなる場合がございます。

○大関委員長 野口委員。

○野口 圓委員 要するに、順序が私のほうは逆だったんだね。県からの事業の交付金が13億円入っていて、保険財政の安定化基金に合計21億円出ているというのは、逆で、21億

円出ているから13億円入ってきたと考えたほうが良いということですね。わかりました。

○大関委員長 ほかにございますか。

横倉委員。

○横倉きん委員 188ページ、3款国庫支出金22億2,414万3,000円ですけれども、これは全体の総収入の中の、計算すればわかるんですけれども、20何%になるでしょうか。前年度と比較して、前年度がわかりますか。前年度と比較してどうなっているかお聞きします。総収入の中に占める国庫支出金の割合を前年と比較してお願いいたします。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 国庫支出金の割合ですけれども、平成27年度は全体の21.5%、前年度については25.8%ということになっております。

○大関委員長 横倉委員。

○横倉きん委員 前年が25.8%で、ことしが21.5%ということで、どの辺が割合として減っているのでしょうか。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 国庫支出金が今回減額された関係は、5款の後期高齢者交付金が前年よりも1億5,200万円ほど予算計上でふえているということで、国庫支出金を計算する中で、前期高齢者交付金につきましては収入ということで差し引いて、それに対して補助率を掛けるという計算になってございますので、歳出のほうではなくて、収入のほうで別なほうでふえたので国庫支出金が減ったということになってございます。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

保険年金課長青柳京子君。

○青柳保険年金課長 それでは、219ページをお開き願います。

平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について主なものをご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,700万円とするものでございます。前年比600万円増の予算総額となっております。

まず、歳入から説明させていただきます。

225ページをお開き願います。

1款、1項、1目後期高齢者医療保険料5億1,293万6,000円ですが、1節特別徴収保険料、これは年金天引き分ですけれども、3億5,950万円、普通徴収保険料、これは納付書とか口座振替で納付しているものでございますが、1億5,343万6,000円、それぞれ被保険者からの収納分を計上しております。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億6,761万8,000円ですが、事務費、低所得等の保険料軽減分の補填、並びに後期高齢者健診事業にかかわる繰入金を計上しております。

次に、226ページをお開き願います。

6 款諸収入、4 項雑入、4 目後期高齢者健診委託金1,236万4,000円ですが、健診委託金200件分を計上しております。

5 目後期高齢者人間ドック助成金230万円ですが、人間ドック50人分、脳ドック30人分を計上しております。茨城県後期高齢者医療広域連合から、全額健診費用として収入するものでございます。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

228ページをお開き願います。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金 6 億6,846万2,000円ですが、19節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合への保険料納付金 5 億1,293万6,000円及び後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金 1 億5,544万6,000円は、低所得者の保険料軽減分を計上しております。

次に、229ページをお開き願います。

4 款保健事業費、1 項、1 目後期高齢者健康診査費1,620万7,000円ですが、後期高齢者健康診査に係る通知代、明細委託料、健康診断検査委託料、人間ドック、脳ドック検診補助金等を計上しております。

以上で、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきました。よろしくお願いいいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

○野口 圓委員 健康保険税を徴収されるときに、後期高齢者支援という形で項目が出ているんですけど、この中にはその支援金の入金が入っていないようなんですけど、どういふことでしょうか。

○大関委員長 課長補佐田村一浩君。

○田村保険年金課長補佐 国保のほうの後期高齢者支援金分につきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうに納めまして、後期高齢者広域連合のほうに直接行くような形になっていまして、市のほうは通らないような形です。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

40分に始まります。

午前 11 時 34 分休憩

午前 11 時 41 分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康増進課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

健康増進課長下条かをる君。

○下条健康増進課長 それでは、健康増進課所管分の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。

20ページをお開き願います。

12款分担金及び負担金、2項、3目衛生費負担金80万円は、未熟児養育にかかわる養育医療治療の自己負担金でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項、2目衛生費国庫負担金177万5,000円は、養育医療治療負担金で、公費負担分の2分の1を国が負担するものでございます。

続きまして、ページを返して、24ページになります。

2項、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金2,477万9,000円のうち、感染症予防費等国庫補助金340万5,000円は、子宮がん、乳がん、大腸がん検診クーポン券事業に係る2分の1の国庫補助でございます。

続きまして、27ページをお開きください。

15款県支出金、1項、3目衛生費県負担金88万7,000円は、養育医療事業負担金で、公費負担分の4分の1を県が負担するものであります。なお、残りの4分の1は市の負担になります。

次に、28ページをごらんください。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金5,634万5,000円のうち、当課分は、献血推進事業費補助金27万5,000円と健診や健康相談などにかかわる増進事業費補助金385万7,000円でございます。

続きまして、40ページをごらんください。

20款諸収入、4項、5目、3節の雑入でございますが、当課分は、上から5行目の健康増進事業負担金で、各種健康診査時の負担金972万6,000円と健康教室など各種教室の材料費負担金3万6,000円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

92ページをお開き願います。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費3億1,008万円でございます。

主なものは、93ページの11節需用費157万6,000円のうち、医薬材料費54万円は、安定ヨウ素剤の備蓄分の有効期限切れのための購入と、40歳以上の備蓄分の追加購入でございます。

次に、13節委託料675万6,000円ですが、休日診療委託料160万円、24時間無料で健康相談できるかさま健康ダイヤル24の委託料494万7,000円が主なものでございます。

次に、15節工事請負費205万9,000円は、ヘルスロードの看板設置工事費でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金1,493万5,000円の主なものは、94ページをお開きください。1行目の救急医療二次病院運営事業費負担金557万4,000円で、水戸、常陸太田・ひたちなか保健医療圏での救急医療体制確保のための負担金でございます。

続きまして、2目予防費2億702万2,000円でございます。

主なものは、11節需用費6,008万7,000円で、BCGや水痘など11種類のワクチン購入費用であります。医薬材料費5,916万6,000円でございます。

次に、13節委託料1億4,152万6,000円ですが、主なものは、がん検診や肝炎ウイルス検査などの各種検診委託料6,320万5,000円、95ページに移りまして、インフルエンザ等の広域予防接種委託料3,008万4,000円、医師会に委託している予防接種委託料3,956万1,000円でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金59万4,000円ですが、主なものは、市外定期予防接種補助金27万3,000円は、里帰り出産やDVなどにより、市内で定期予防接種を行った場合の接種等に対する助成でございます。

続きまして、3目母子衛生費6,384万9,000円ですが、主なものは、13節委託料5,239万3,000円で、医療機関で行う妊婦、乳児の健康診断検査委託料5,218万1,000円でございます。

ページを返していただきまして、96ページになります。20節扶助費435万円は、未熟児養育医療に係る医療扶助費でございます。

続きまして、4目地域保健対策推進費154万2,000円でございます。

主なものは、13節委託料94万5,000円で、ヘルスリーダーの会に委託する健康づくり事業委託でございます。

続きまして、98ページをお開き願います。

6目保健センター管理費2,236万7,000円でございますが、主に3カ所の保健センターの維持管理のための経費でありまして、11節需用費814万4,000円の主なものは、燃料費、光熱水費でございます。

次に、13節委託料853万2,000円の主なものは、施設保守点検や清掃等の委託料でございます。

以上で、健康増進課の所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

○野口 圓委員 各種予防ワクチンの接種のパーセントがそれぞれあるんですけど、接種者がふえているかどうかということが1点です。

それから、無料電話相談の健康相談、これはどのぐらい相談件数があるかお知らせください。

○大関委員長 健康増進課長下条かをる君。

○下条健康増進課長 定期予防接種につきましては、出生数が減っていることによりまして、人数的には少なくなっているワクチンの種類でございます。あとは、子宮頸がんのワクチンにつきましては、現在のところ疼痛の伴う副作用ということで、積極的な勧奨が行われていませんので、このワクチンについては接種者が少ない状況になっております。それと、成人の肺炎球菌とインフルエンザの予防接種については接種率が向上しております。

それと、もう1点のかさま健康ダイヤルの相談件数なんですが、平成25年度は2,914件でした。そして、26年度の1月現在までは2,381件となっております。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

以上で、保健衛生部関係各課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事業会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願ひます。

市立病院事務局経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

351ページをお開き願ひます。

第2条の業務の予定量につきましては、年間患者数の入院を延べ8,418人、外来を延べ2万6,730人と予定し、1日平均患者数では入院を23人、外来を110人と予定してございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額については、収入支出の総額をそれぞれ6億9,600

万円とし、収入では医業収益を6億2,966万7,000円、医業外収益を6,633万円と予定し、支出では医業費用を6億9,113万4,000円、医業外費用を396万2,000円と予定してございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額については、収入では資本的収入の総額を5,254万9,000円とし、企業債を2,555万円、出資金を2,704万9,000円と予定してございます。また、支出では資本的支出の総額を5,558万2,000円とし、建設改良費を4,960万円、企業債償還金を598万2,000円と予定してございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額303万3,000円は、過年度分損益留保資金で補填するものであります。

次に、352ページをお開き願います。

第5条の企業債については、病院事業債の限度額を2,550万円と定めるもので、第6条の一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。また、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を病院事業費用の医業費用と医業外費用と定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を職員給与費が3億6,698万5,000円、交際費が5万円と定めるところでございます。

次に、第9条の他会計からの補助金については、国及び市の繰出基準に基づく一般会計からの負担金や補助金、特別会計からの補助金をそれぞれ予定したものでございます。

なお、基準外繰り入れであります(11)の病院運営補助金につきましては、平成26年度予算5,000万円から1,000万円を減額した金額で、27年度は4,000万円としてございます。

また、10条のたな卸資産購入限度額については、薬品費や賃料、材料費を1億6,704万円と定めるものであります。

次に、予算に関する説明書により説明いたしますので、375ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、1款病院事業収益は6億9,600万円で、前年度比較200万円の増となりますが、これは27年度新規事業の県立中央病院看護局との人事交流事業の実施などによるものでございます。

1項医業収益は6億2,966万7,000円で、内訳は入院収益、外来収益、その他の収益で、その他の収益には室料差額や公衆衛生活動収益、繰出基準に基づく一般会計負担金など、ほか人事交流事業の県支出金も含まれてございます。

次に、2項の医業外収益では6,633万円で、内訳の主なもの是他会計負担金や他会計補助金で、国や市の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。

次に、377ページをお開き願います。

支出になりますが、1款病院事業費用は、収入と同額の6億9,600万円でございます。

1項の医業外費用は6億9,113万4,000円で、1目の給与費は、病院職員の人件費のほか、休日・夜間診療の医師や薬剤師、看護師等の賃金、報酬など3億6,698万5,000円でございます。

ます。2目の材料費は、医薬品や診療材料費などで1億6,704万円でございます。

378ページをお開き願います。

3目の経費は、主なものとしまして、光熱水費や修繕費、賃借料などで、13節の委託料には、筑波大学との教育ステーション事業費や、市役所教育庁舎の建築に伴う医師住宅の撤去委託費なども含まれてございます。また、14節の負担金には、人事交流事業県負担金として中央病院から派遣される医師、看護師2名の人件費が含まれてございます。

380ページをお開き願います。

2項の医業外費用では396万2,000円で、支払利息や患者外給食材料費でございます。

382ページをお開き願います。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

初めに、1款の資本的収入の総額は5,254万9,000円で、内訳は、1項の企業債2,550万円は病院建設事業実施設計分の公営企業債で、2項の出資金2,704万9,000円は繰出基準に基づく一般会計からの出資金でございます。

次に、支出ですが、1款の資本的支出総額は5,558万2,000円で、内訳は、1項の建設改良費が4,960万円、これは新病院の実施設計委託費が4,860万円、在宅訪問用車両購入費が100万円で、2項の企業債償還金598万2,000円は、平成27年度分の企業債償還元金でございます。

以上で説明を終わります。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

○野口 圓委員 車両購入費100万円で、100万円で車を買えるの。

○大関委員長 三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 訪問看護に行く車両として購入するわけですが、入札によりまして、昨年も補正で上げたものでも80何万円かで落札しておりますので、買えると思います。

○大関委員長 ほかにございませんか。

小松崎委員。

○小松崎 均委員 ちょっとお尋ねしたいと思うのは、人事交流を県立中央病院とおやりになっているというお話がございました。一つは、その人事交流というのはどういう形でおやりになっているのか。例えば出向みたいな形で取り扱っておられるのか。そうしますと、例えば労働条件といいますか、そういう部分は出向先でやっているのか、どういうふうになっているのか、それが1点です。

もう一つは、人事交流という形で、収益で対前年で200万円ほどふやしている。しかし、支出のほうでは負担金として1,870万円負担をしているという形なんですけど、この辺の内

容についてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○大関委員長 経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 人事交流についてのご質問ですが、第1点目の出向はどのような形でという部分ですが、市の看護師が2名県立中央病院に行きます。労働条件としましては県立病院で、うちも公立病院ということで身分の条件は同じだと思うんですが、まだ派遣先は決まっておられませんけれども、内科病棟のほうで夜勤をやりながら2交代のほうでやる予定にしております。また、2名が県立中央病院からうちの市立病院に派遣されて、うちのほうの看護局に入っているいろいろな指導もしてもらえるとという形で看護師のレベルアップを予定してございます。

二つ目の収益関係ですけれども、県立中央病院から受け入れる2名の市の部分として1,870万円を負担金として払います。うちの2名の看護師が県のほうに行きますので、収益のほうの375ページをお開き願いたいんですけれども、その中で3目その他の医業収益の中で人事交流県支出金1,070万円とあります。これが市立病院から派遣する2人の人件費で、差額としまして800万円ほどありまして、800万円が病院の持ち出しという形になっております。

先ほどの昨年度の予算と比較して200万円というのは、いろいろな部分で総括して200万円という形になっております。

○大関委員長 小松崎委員。

○小松崎 均委員 要するに、労働条件と申し上げましたのは、出向先の条件、つまり賃金であるとか手当であるとかそういう面も含めて、例えば市立病院の条件の職員さんが中央病院に行きますね。そうしますと、中央病院の条件と市立病院の条件が全く同じだという形にはならないと思うんですよ。したがって、それは行った先の条件で賃金がお支払いになるのか、それともこちらの条件でお支払いになるのかということで、恐らく差が出てくると思うんですけれども、それが一つ。

もう1点は、例えば同じ条件で、2名、2名で交流するわけですから、そういう意味では持ち出し分というのは基本的にはゼロのはずなんです。そこで800万円の差が出るというのは、つまり向こうからこちらに来ていろいろご指導をいただく、あるいはこちらは向こうへ行っていろいろ勉強してくると、そういうふうな考え方なんでしょうか。

○大関委員長 経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 まず、1点目の条件は、2名は県立中央病院に行って、その給料はうちのほうの給料で払われていますので、県立中央病院で泊まった宿直代とかそういう手当の部分、それは県立中央病院から個人の給与に含まれる形でありまして、うちのほうに県から来る2名も、うちの宿直料の部分を時間外の部分も払うという条件になるかと思えます。

それと、あくまでも現段階の予算額で800万円という差ができておりますが、実際には来

る人によって、これは予算でしたので10月ごろに決定した金額であって、人選はその後なものですから、給料がもうちょっと低い方であれば差はそれほどにならないと思うんですけれども、その差というのは、やはり県から受け入れてもらって指導をいただく、うちの職員が県に派遣されて勉強してくるといふ部分も含まれていると考えています。

○大関委員長 ほかにございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 ここ5年ぐらいでいいですが、収益状況をお知らせください。

2点目として、382ページに建設改良費として設計委託業務予算として4,860万円計上してありますが、この跡地の利用も含めた市立病院の年度的な計画を明確にお示してください。

○大関委員長 経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 まず、1点目の経営状況をご説明いたします。改革プラン21年につくってございまして、21年度の経常収支、いわゆる入院収益と外来収益の部分、費用を差し引いた部分だけで考えますと、21年度がマイナス1,634万7,000円でありました。22年度は黒字になってございまして259万5,000円の黒字、23年度が1,147万4,000円の黒字、24年度が1,104万9,000円の黒字、25年度が972万4,000円の黒字、26年度はまだ出てきておりませんが、黒字を見込んでいるところでございます。

土地利用につきましては、平成23年監査委員の指摘で、修繕費がかかっているところなので費用対効果を考えて建てかえをするべきではないかという意見が出されました。その後、整備検討委員会を設置しまして、病院の建てかえの検討をいたしました。同時に、平成24年12月に笠間市駅周辺活性化プランが作成されまして、その中で稲田駅、友部駅、岩間駅の活性化、まちづくりを目的に設置された中で、友部駅周辺工事として地域交流センターであったり、特別養護老人ホーム、キッズ館など、病院も含めた中でコンパクトなシティをつくるという計画がなされまして、整備方針の中でも公有地の有効利用を図るという上でそちらを想定されるという形で場所が決定してございまして進んでおります。

その後、建設協議会も設置しまして、検討もなされて、方針も出されて、病院の機能等も検討し、26年に基本設計のほうを作成して、前回議会のほうにも説明させていただいたと思いますが、計画書を策定してございます。

現在、その設計書をもとにプロポーザル方式で業者が決定されて、設計業務を進めているところでございます。

○大関委員長 土地利用を含めた年度計画。

○三次市立病院経営管理課長 現在まだどういう形にするかというのは決定してございませんが、もし買い取る形が、同じような施設として使うところがあれば売却していきたいなどは思っておりますけれども、現在まだどういう方法になるかは決定してございません。

○大関委員長 新設病院の年次計画についてわかるでしょう、設計やっているんだから。

○三次市立病院経営管理課長 今、基本設計を作成してございまして、27年度中には実施設

計を策定する予定になっております。28年、29年で建設工事、平成30年の4月にオープン
を予定してございます。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 親切な答弁ですから、2回目も質問しなくちゃならないんですけど、病
院の基本設計ができておりますので、実施設計ができなくても、病院の規模と総工事費が
どのぐらいかかるかということと、町で一回取得した土地を使うわけなんですね。民間に
提供した場合、その財産収入が得られるわけなんですけど、市で使うから収入が得られない。
要するに、その費用対効果、使用する土地代もお答えください。民間に売ればどのぐらい
になるか。それから、営林署から買った土地なので、建設費用の中には、一般市民の感覚
でいえば、その土地を使うということであれば、費用対効果となると土地代も影響します
ので、お答えください。

○大関委員長 経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 建物の規模が基本計画の中では3,800平米としてございま
す。事業費については、設計と建築費、それから機械、備品等も含めて20億3,000万円と計
画してございます。

それと、土地代につきましては、病院が入る予定地は7,000平米を予定してございまして、
市の土地でございまして、借用するという形で料金のほうは無料という形です。

○大貫千尋委員 路線価格から判断して、民間に売れば幾らで売れるものを市が使うんだ
から、費用対効果は土地代も含めなくちゃならない。土地代は幾らになるか。路線価格も
わかるんだから、自分ら役場で税金徴収しているんだからわかるでしょう。

○大関委員長 昼食のために暫時休憩いたします。

午後零時15分休憩

午後1時00分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 平米当たりの単価が1万7,600円になっております。土地の
面積が7,200平米ですので、1億2,670万円という数字が出ております。

○大関委員長 建築費とかそういうのを出すとどうなんですかという質問だったと思うん
ですが。

○三次市立病院経営管理課長 失礼いたしました。21億5,672万円です。

○大貫千尋委員 設計監理費は。

○大関委員長 三次君。

○三次市立病院経営管理課長 設計監理費が1,991万7,000円で計画書のほうには計上して
おります。

○大貫千尋委員 さかのぼって営林署から買ったときは。

○三次市立病院経営管理課長 営林署の売買のほうはちょっと手持ちございませんので、後から報告させていただきたいと思います。

○大貫千尋委員 旧友部時代に国から買った値段が平米当たり4,500万円かな。

○三次市立病院経営管理課長 はい、そうです。

○大貫千尋委員 福祉施設に売った坪単価はいくらか。

○三次市立病院経営管理課長 5万8,080円です。

○大関委員長 そのほか質疑ございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 356ページの給与費というところ、上から3行目、3億6,698万5,000円の給与費がありますが、これを支払うお医者さん、看護師さん、医療系の事務職員、それから事務職員の人数、それをまずお知らせください。

○大関委員長 管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 ただいまの質問にお答えします。

予算書の377ページをお開きいただきたいと思います。

給与費が3億6,698万5,000円で、内訳としまして、給与が1億2,527万3,000円、手当が1億3,890万4,000円、あと5目の法定福利費も一部が含まれますが、医師、看護師、事務、それから技士さんたちの給料が含まれて、職員は33名おります。そのほか、賃金のところで臨時職員が看護師とか看護助手を含めまして12名ございます。そのほか、夜間診療であったり、宿日直の代行の医師の報酬がございまして、そちらが4,092万9,000円ということになりまして、合計で3億6,698万5,000円という形になってございます。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それに関連しまして、非常勤職員等賃金が12名で3,337万6,000円という支払いになっているわけですね。そうしますと、非常勤職員の中には医療系の職員と事務職員と分かれていますので、医療系職員が何名で事務職員が何名でしょうか。

○大関委員長 三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 事務は1名でございます。窓口業務は委託しておりまして、株式会社ソラストという医療事務のほうに委託しておりますので、純然たる我々の事務の補助としては1名おります。あと、医療関係で看護師が3名、看護助手が病棟と外来それぞれ合わせまして6名、あと薬剤の補助が1名、それから1人産休に入っておりますので、医療相談員が1名代替で入っております。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、3名、6名、1名という内訳を聞きましたけれども、1人当たりの賃金というのはあまり大きな額ではないと思うんですが、看護師さん、医療系の方、年齢等は大体どのぐらいの範囲の人なのか。それで、1人当たりの賃金というのは

どのぐらいになっているのか。人によって違うんですかね。時間によっても違うんでしょうね。

○大関委員長 経営管理課長三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 看護師の賃金ですが、時間当たり1,580円になります。年齢のほうが40代から上は60代までございます。事務、助手さんたちは時間当たり800円になっております。

○大関委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上寿之委員 先ほど大関委員から質問があった件なんですけれども、平成21年から25年までの病院の収支、決算なんですけど、平成21年にマイナスを計上して、22年度は2,500万円ぐらいの収支、そして25年には900万円台の利益が出ていましたね。そのようなことで毎年減ってきているという観点から、この病院経営に対してのマネジメントというのはなされていますか。

○大関委員長 三次 登君。

○三次市立病院経営管理課長 収入が減ってきているというのは、一般会計からの補助金、繰入額をだんだん減らしておりますので、そういう関係で利益が減ってございます。

それと、計画は、このたび第3次病院改革プランのほうでやっております、そちらは平成27年から29年までの計画となっております。それと、総務省には平成40年ぐらいまでの長期計画も立てて提出してございます。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

以上で、市立病院の事務局の審査を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時12分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田村議員の傍聴の申し出がありますので、許可をいたします。

次に、産業経済部農政課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農政課長磯 祐一君。

○磯農政課長 それでは、農政課所管の平成27年度一般会計予算についてご説明をいたします。

まずは、歳入からご説明いたします。

予算書20ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林水産業使用料、1節農政使用料につきましては、生き活き菜園はなさかの使用料でございます。

続きまして、28ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。この項目は歳出と連動しておりますので、項目のみをご説明し、補助対象、内容につきましては歳出のほうでご説明をいたします。

まずは、最初の中山間地域等直接支払事業補助金から、29ページに移りまして、人・農地プラン作成事業補助金までが農政課分でございます。合計で3,031万5,000円となっております。

30ページをお開きください。

15款県支出金、3項委託金、3目農林水産業費委託金、1節農業費委託金の家畜伝染病予防事務交付金は、家畜伝染病の検査手数料に係る交付金でございます。

34ページをお開きください。

18款繰入金、2項県繰入金、10目農業活性化対策基金繰入金、1節農業活性化対策基金繰入金は13万5,000円を計上してございます。

40ページをお開きください。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入に移ります。上から7番目、農業用プラスチック処理負担金から、12番目のクラインガルテン保険料負担分までが農政課分でございます。ハウスなどのビニール等を廃棄する際の処理手数料、クラインガルテン用地の借地料の負担金など雑入の農政課合計につきましては、462万5,000円でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

先ほど歳入でごらんいただいたとおり、農政課所管の歳入がある補助金につきましては、全て県補助金として入ってまいります。その中には、国から県を経由して歳入となるものもございますので、出もとが国の場合につきましては、国からの補助金ということで説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算書103ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。

1節の報酬につきましては、鳥獣被害対策実施隊報酬544万5,000円、農家組合長への報酬314万1,000円が主なものとなっております。

予算書104ページをお開きください。

4節の共済費と7節の臨時雇賃金は、地域産品消費促進アドバイザーとしてお願いしていますアグリビジネス専門会議への経費でございます。

8節の報償費につきましては、6次産業化推進に係る講師謝礼やグリーンツーリズム事

業協力者への報償費などが主なものでございます。

11節需用費の消耗品につきましては、イベント等の材料購入費、遊休農地の現地確認用資材費、鳥獣被害対策実施隊の活動に伴う経費などを計上してございます。

13節委託は、地場農産物PR事業やグリーンツーリズム推進事業、生き生き菜園はなさかの管理運営委託料など農業公社への農業振興業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、クラインガルテンの土地賃借料が主なものとなっております。

15節工事請負費は、クラインガルテンラウベの屋根及び壁の塗装工事費でございます。なお、ラウベの塗装は26年度から実施しておりまして、4年間で全50棟行う予定でございます。

105ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金でございます。最初の研修負担金から、9番目茨城をたべよう運動推進協議会負担金までは、各団体への負担金でございます。

次のいばらきの園芸産地改革支援事業補助金は、梨組合より要望のありました監視施設への県補助でございます。

次の農業経営基盤強化資金利子助成補助金と、106ページの認定農業者育成確保資金等利子助成補助金及び農業近代化資金利子助成補助金につきましては、それぞれ資金の借り受け者の利子を補助するものでございます。

105ページに戻っていただきまして、下から3番目、地域集積協力金事業補助金から、一番下、経営転換協力金事業補助金までは、農地中間管理事業に伴うもので、全額国の補助となっております。地域でまとまった農地を貸し付けた場合や、農業を縮小して経営転換する、または農業をやめて地域の担い手に農地を集積した際、面積に応じて農地の出し手に支払われる補助金でございます。

106ページをお開きください。

上から3番目、農業被害防止機能補助金ですが、主にイノシシの農業被害を未然に防止する電気柵等の設置に対して補助するものでございます。

次の主要農産物生産振興支援事業補助金は、栗と梨の苗を購入する際の補助でございませぬ。

担い手対策強化促進事業補助金1,466万円の内訳は、市の単独事業としまして、農業後継者の長期研修支援金が120万円、新規参入者への家賃相当分の支援が72万円、農業機械や施設の更新の際の補助に250万円、新規就農者の新規定着支援が60万円、営農研修等の受講料を助成する研修支援が16万円、農業者が臨時雇用を入れる際の支援48万円を計上しております。また、国の支援策といたしまして、新規就農者に対して年間150万円を支給する新規就農総合支援事業補助金を計上しているところでございます。こちらが6名分900万円となっております。合わせた金額が1,466万円となっております。

次の遊休農地再生支援補助金、営農定着支援補助金、そこから四つ下がりにして指定作物推奨補助金、営農支援団体等補助金は、遊休農地活用のための事業でございます。遊休農地再生支援補助金は、耕作放棄地を解消する際の費用を補助するものでございます。次の営農定着支援補助金は、耕作放棄地を再生した農地で作付する際、数年間は収量が上がらないことから、その分を補填する補助金でございます。指定作物奨励補助金は、耕作放棄地を再生した農地に市が指定する作物を栽培する際の市独自の補助となっております。営農支援団体等補助金は、認定農業者等が耕作放棄地を再生する際の市独自の補助金でございます。

続きまして、中段に戻っていただきまして、環境保全型農業直接支援対策事業補助金は、有機農業や堆肥使用に対する補助で、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を補助しております。

続きまして、食と農のチャレンジ事業補助金は、新たな取り組みにチャレンジしようとする団体に対する補助事業で、JAの栗の商品開発や花の生産農家が共同で切り花の加工工場を設置する事業などに対する県の補助でございます。

続きまして、107ページをお開きください。

農業公社運営補助金ですが、笠間市農業公社が昨年12月に設立し、4月から本格的に稼働します。それに伴う備品や消耗品などの購入費でございます。

続きまして、水田農業奨励事業補助金は、集団で転作に取り組む集落営農に対して、作物、面積に応じて市独自に補助するものでございます。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金は、農業再生協議会の事務費で、全額国からの補助でございます。

最後の新規需要米流通助成事業補助金は、飼料米などの流通経費の一部を補助するものでございます。

最後に、5目畜産業費でございます。ここでは、牛結核病などの検査手数料、畜産協会への負担金を計上しているものでございます。

以上で農政課の説明を終わります。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口委員。

○野口 圓委員 前に一般質問で鈴木裕士議員が、農家で農業やめちゃった人が農薬等々を家に保管したままになっているのをどこへ持っていけばいいかという質問をしたんですけど、そのときの答えがはっきりしていないので、もう一度教えてください。

○大関委員長 農政課長磯 祐一君。

○磯農政課長 農薬につきましては、適正な処理が農地法で決められておりまして、産廃業者のほうに処分を依頼することになってございます。

○野口 圓委員 産廃業者という、具体的にどういうところ。

○大関委員長 磯 祐一君。

○磯農政課長 笠間市内ではさしろという業者がございますので、そちらに処分をお願いするようになります。

○野口 圓委員 わかりました。

○大関委員長 そのほか。

石井委員。

○石井 栄委員 107ページの4目に関してなんですが、直接支払交付金などが下がっていく予定だという話なんですが、今年の4月、5月の作付に対して、作付がなかなかできにくいという話もありまして、稲作付をしないと、やめてしまうとか、そういう人なんかの把握なんかはされているのでしょうか。

○大関委員長 磯 祐一君。

○磯農政課長 毎年3月に農家組合長会議を行いまして、その中で各農家にその土地の水田の作付計画を出していただくということで、計画書を上げていただいて、その中で各農家の作付情報を把握してございます。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それはいつまでに提出になるのでしょうか。現時点での見込みというのはある程度わかっているのでしょうか。わかったら教えていただきたいと思います。

○大関委員長 磯 祐一君。

○磯農政課長 3月に依頼をしまして、農家組合長さんのほうには4月末を基準に提出していただくようお願いをする予定です。

○大関委員長 ほかにありませんか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 107ページの農業公社運営補助金として729万2,000円が計上されておりますが、使用目的をお尋ねいたします。

それと、非常に米価が安くなってしまって、農家の売り値と標準の農家の価格と、笠間市民の中には生産者と消費者と両方いるわけですが、消費者が買っている米の値段との差が著しく違うわけでありまして、今後、笠間市の農業経営に対しての市の基本的な考え方があればご説明いただきたい。その2点です。

○大関委員長 農政課長磯 祐一君。

○磯農政課長 一つ目のご質問ですが、農業公社は何をやるかということですが、この公社への補助金としましては、農業公社4月から稼働します備品とか車とか、事業を開始するのに必要な用品を市がそろえるというようになってございます。

事業としましては、地元のJAさんや農業関係者の皆様と連携しまして、担い手の育成確保、農産物の販売、耕作農地の集積、グリーンツーリズムの推進など、市で行ったもの

に対して行うわけですが、さらに農業者との中間的な役割としまして事業に取り組んでいきたいと考えております。

二つ目の質問でございますが、米価の下落によって農家の収入が不安定ということがございます。それにつきましては、米の生産にかわりまして飼料米を現在推奨しております。飼料米につきましては国の重点的な推進もありまして、米と同じような収益が得られるということもありますので、市としましてもこの飼料米について推進していきたいと考えています。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 2回目の質問なんですが、米価が安くなって今度は飼料米をつくらせるということですが、飼料米も国の施策の中の1点だと思いませんか。人が食べる米つくって利益が上がらなくて、家畜が食べる米つくって収益が上がるといのは、差益の補填があるでしょうが、実質は、今、農協にも国にも頼らないんですね。農家が独自に経営手腕を持ってやっていく、そういう農業形態に変わってきております、現状は。はっきりいまして、農協は金融と共済関係だけで、営農指導とか商品販売、商品販売も具体的にいえば山新より安い農薬も肥料も売れない状況ですよ、現実的には。大量に仕入れる形でやっている普通の商品流通に乗れない状況であります。だから、今、農業で成功しているのは、実質、国も自治体も頼らないと、自分らで何とかしなければいけないという自覚を持って立ち上がった農家集団だけが、何とか費用対効果といいますか、労働対価に対して適正な価格を自分らで求められるという状況の農業経営です。

部長級には火中の栗を拾ったらというようなお話もしたことがありますが、ですからこの視点を変えて、笠間地区の農業を慌てないで真剣に考えて、農家経営者に対して行政としてどういうお手伝いができるのか、どういう材料を提供できるのか、そういうことに専念して、成功例と、やる気のある農業集団に笠間、友部、岩間のこれからの後継者たちに情報提供してやる、見せてやると。こういうふうにしなければ生き残っていけないんだよということに、ある程度1年ぐらいは専念していただきたい。どっちにしても、素人が指導できないですよ。

それと、先ほどの消費者米価等答えていただいてないですけど、消費者米価と生産米価、値段の違い。実際は60キロ1万1,000円の幾らか補填があつて幾らだのという話ですが、実際は2.5倍ぐらいい価格で消費者は買っているわけですよ、現実には。笠間市内の人たちは生産者もいれば消費者もいるわけですね。そういう中で、何とかおいしい米を生産者につくっていただいて、1万円ということではありませんが、なるべく笠間の消費者は笠間のお米を買っていただけるような流通システムの改善を、本当はその流通システムも農家の人にやらせればいいんですよ、生産者に。アドバイスして。そういう実例がありますから。そういうことを行政側は研究していただいて、アドバイスをすることによって、とにかく農家自身が強くならなければ笠間市内の農家がつぶれていってしまいます。

それと、あと一つの心配は、商社が乗り出してきましたから。丸紅にしても伊藤忠にしても、商社が乗り出してきました。商社が土地を買って事業所を育成してやるような時代になってきます。そうすると、商社というのは生産販売一体になりますからね。だから、外部の人に利益を持っていかれないように、その情報の提供を的確にしてやってほしいと思います。そのための市役所ですから、農家の人に対してのサービスを徹底してください。お答えは結構です。

○大関委員長 そのほかございますか。

村上委員。

○村上寿之委員 106ページが一番上の認定農業者の育成助成と近代化資金の育成助成について質問しますが、この利息助成、貸し付けをやっているという周知は農家組合に周知はどのような形で行っていますか。

○大関委員長 農政課長磯 祐一君。

○磯農政課長 農家組合長を通しての周知、または認定農業者会の会議等で周知をしているところでございます。

○大関委員長 村上委員。

○村上寿之委員 この認定農業者育成資金とか近代化資金の利息というのが物すごくある、認定農業者育成資金であればゼロか、近代化資金になればほとんどない、1%もかからないぐいの利息というものが現実適用できるので、極力わかりやすい方法で周知、また、借りて農業ができるような環境づくりを整えてもらえばありがたいなと思ひまして、お願いですけれど、よろしくお願ひします。

○大関委員長 ほかにございますか。

小松崎委員。

○小松崎 均委員 ちょっと質問したいと思うんですが、まず1点目は、資料を見ますと、補助金の額というのが前年に比べてかなり落ちているような感じがするんですけども、例えば振興費については△の5億867万円ですね。それと同じように、補助金関係を含めて前年から見るとかなり落ちているような感じがするわけですけども、なぜこういうふうになっているのかということが一つです。

それから、たくさんあるんですけど、農家の方で、米の問題とか、パンの問題とか、耕作放棄地の問題とか、いろいろな問題はあるんですけども、イノシシの問題、これについての補助金というものがここに掲載されているんですけど、余りにも少ないような気がするんですね。市内恐らくどこへ行ってもイノシシの被害というのは大変な状況だと思うんです。現地を見て確認をするとよくわかると思うんですけども、最近は何も聞かなくてしょうがない状況なんです。人家までも入ってきているんですね。

私は上郷のエリアなんですけれども、上郷においては、既にコンクリートの道路まで5匹ぐらいで群れになって歩いているような状況なんです。したがって、当然のことなが

ら畑も田んぼもごじゃごじゃになっている状況です。ここの部分について、もっと重点的に取り組んでいただきたいなと思っているわけです。回答をお願いしたいと思います。

○大関委員長 農政課長磯 祐一君。

○磯農政課長 26年度から比較して27年度の補助の額が減になっているというご質問ですが、大きなものとしましては、前年度、カット野菜の工場を設置したいということで1業者が名乗りを上げてきて、そちらのほうの額が全体的に12億円ほどの事業がありまして、その2分の1の補助として5億円ほど計上しております。事情によりまして、その業者は採択ならずということで、その額が大きな差となってございます。

続きまして、二つ目の質問、イノシシの被害についてでございますが、イノシシ被害に対しての市の対応としましては、電気柵等の設置に対して事業費の2分の1、限度は2万円となってしまいますが、そういった設置をする農家に対して電気柵の補助を出しております。また、昨年度に実施隊を結成しておりますので、実施隊の活動が年に3回ほど実施してございまして、前年から比較しますと大きな成果を上げているという状況でございます。

○大関委員長 小松崎委員。

○小松崎 均委員 電気柵、何とおっしゃいましたか、2万円ですか。笠間全体で電気柵の補助2万円なんですか。1件2万円ということですね、失礼しました。イノシシの金額についてはどういうふうに考えているんですか。

○大関委員長 農政課長磯 祐一君。

○磯農政課長 イノシシを捕獲した場合、実施隊のほうに処分費としまして1頭当たり8,000円を交付してございます。

○大関委員長 小松崎委員。

○小松崎 均委員 1頭8,000円ということは、100万円ということは、100頭で80万円ですから、100頭強について補助金を出すということですよ。これは笠間全体で見たら大変な数だと思うんですね。実態をきちんと把握をしていかなければ、とてもじゃありませんけど、とにかく笠間市というのは広がってますから、そこを満遍なくふえ続けているんですよ。だから、柵の問題とか、100万円で例えばきちんとやってくれというようなことでは解決しないと思うんです。とにかくふえているんですから、毎年毎年。ふえてふえてしょうがない状況ですから、もっと猟友会ですか、そういうところをもっとお願いをしながら、活用しながら、とにかく捕獲を重点的に取り組んでいかなければ解決しないと思います。

これを解決しないと、耕作放棄地がますますふえていくというふうになっていることは間違いなので、そうすると、耕作放棄地に対する考え方、取り組みも大変なことになってくるわけですから、これは農家だけの問題じゃないので、その辺のところはきちんと認識をして取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

○大関委員長 答弁はいいですか。

○小松崎 均委員 いいです、やってくれるでしょうから。

○大関委員長 大貫委員、あと1回だけいいです、特別に。

○大貫千尋委員 猟友会の方が嘆いているんですよ。お手伝いはどんどんしたいんですけど、とにかく費用対効果、人を集めたときにお弁当の問題いろいろあって、1回猟友会の人と話し合いをしてもらおうといいですよ。話半分、全部の要望が聞けないにしても、イノシシの被害は本当に小松崎さんが言うように大変な状況になります。イノシシを獲る、生態系が今まるっきり違うわけですから。イノシシを食べる動物が何もいないんです。それは真剣に考えていただきたいと思いますよ。農家の人もぐじゃぐじゃにされちゃったら一回で終わりですから。お答えは結構です。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時51分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農村整備課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農村整備課長池田昌美君。

○池田農村整備課長 それでは、農村整備課所管分につきましてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、主なものをご説明いたします。

19ページをお開きください。

上から3枠目の12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金、農村漁村活性化プロジェクト交付金事業（大古山）地元分担金404万円は、笠間地区稲田の大古山地区基盤整備事業に係ります地元負担金を収入するものでございます。

次に、27ページをお開き願います。

15款県支出金、1項県負担金、上から2枠目の4目農林水産業費県分担金、1節農業費県負担金、多面的機能支払交付金事業負担金5,096万6,000円は、農地や農業用施設の保全活動や農業環境保全の啓発普及のための地区住民との交流活動に対します助成事業負担金としまして県より収入するものでございます。

次に、28ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、29ページになります。上から2行目の農村漁村活性化プロジェクト支援交付金（大古山地区）1,578万5,000円は、市が事業主体に実施しております笠間地区稲田の大古山地区基盤整備事業に

係る国、県からの補助金を収入するものでございます。

続きまして、その下になります。2節林業費補助金3,571万1,000円の内訳としまして、森林湖沼環境税を活用した事業費補助金としましては、1行目の森林間伐等を行います森林機能緊急回復事業、2行目の身近なみどり整備事業及び一番下の行で笠間地区大橋地内の林業専用道モデル事業補助金などがあります。また、県の補助事業としましては、4行目の県単林道改良事業、今泉吾国線林道の横断溝改修に係ります補助金を収入するものでございます。

主な収入につきましては以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

資料の108ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、6目農地費、27年度の予算額は5億3,040万5,000円でございます。内容につきまして、細節により主なものをご説明いたします。

まず、13節委託料632万円でございますが、細節の設計業務委託料134万5,000円は、市が事業主体に実施している大古山地区基盤整備事業の実施設計費及び市単土地改良事業に係ります設計業務委託料でございます。また、測量業務委託料447万5,000円は、同じ大古山地区基盤整備事業に係ります確定測量、また換地業務委託料が主なものでございます。

続きまして、15節工事請負費2,167万9,000円につきましては、細節ごとに説明いたします。

まず、農道補修工事費100万円は、農道の補修に要する工事費用でございます。次に、市単土地改良工事費199万8,000円につきましては、国、県の補助に該当しない公共性の高い小規模なため池等の補修工事費用として計上しているものでございます。また、土地改良工事費1,868万1,000円は、先ほどご説明しました大古山地区の基盤整備事業に伴う工事費でございます。平成27年度は幹線道路、暗渠排水などの工事を予定してございます。工事費については以上です。

続きまして、19節負担金補助及び交付金2億780万8,000円は、細節の108ページから111ページに掲載されているとおり、関係する負担金が複数ございますので、それをまとめてご説明いたします。

まず、霞ヶ浦用水事業と石岡台地用水事業の事業実施や維持管理費に係ります16事業の負担金としまして合計で5,228万6,000円、また、茨城県が事業主体として市内7カ所、箱田中央、友部小原、友部地区、滝川、小原、北川根、市村地区で実施している経営体育成基盤整備事業のほか4事業の負担金としまして合計で6,002万5,000円が主なものでございます。

そのほかの負担金としましては、109ページ、上から5段目になります。経営体育成基盤整備事業調査負担金は、友部中央地区、随分附地区の霞ヶ浦用水を利用した水田の用水施設整備を行う調査事業の負担金として270万円を計上しております。

また、補助金としましては、111ページ、上から3番目になります小規模土地改良事業補助金は、農業施設の小規模な改修に対する補助金としまして100万円を計上してございます。

次の行の土地改良施設維持管理適正化事業補助金は、県土地改良事業団体連合会が診断、管理事業の対象としている農業施設の整備補修事業の補助金としまして188万6,000円を、また、次の行の笠間市土地改良事業運営協議会への運営補助としまして1,275万7,000円を計上してございます。

次に、一番下の行になります多面的機能支払交付金は、農業用施設の保全活動や農村環境保全の啓発普及のための地区住民との交流活動を助成するもので、平成27年度から市から実施団体への交付になるものでございます。予算としまして6,787万6,000円を計上してございます。負担金補助及び交付金については以上です。

続きまして、28節繰出金2億9,371万1,000円につきましては、上下水道部下水道課への農業集落排水事業特別会計繰出金として同額を一般会計より支出するものでございます。

6目農地費については以上でございます。

続きまして、同じ111ページ下の段になります。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費の予算額は3,564万2,000円でございます。主な内容としまして、細節ごとに説明いたします。

1節報酬24万円につきましては、森林間伐事業に係ります間伐推進員6名分の報酬でございます。

続きまして、13節委託料1,264万4,000円の内訳としまして、細節のイベント委託料70万円は、合併10周年記念事業で植樹祭に当たりましての会場樹木整備等の費用でございます。

また、森林間伐等委託料1,194万4,000円は、森林湖沼環境税の活用による森林の公益的機能を回復させるため、緊急間伐及び地区住民等の提案により平地林、里山等を整備する身近なみどり整備事業がその内容でございます。

次に、15節工事請負費2,060万円は、笠間地区大橋地内の林業専用道整備費用で、約500メートルの林道開設費用の工事費になってございます。

続きまして、112ページになります。

19節負担金補助及び交付金120万8,000円の主なものとしまして、林業振興に係る補助金としまして、笠間西茨城森林組合の指導補助金80万円、ほか茨城県との共同負担により林業の担い手を確保、育成する森林担い手強化対策事業補助金としまして33万8,000円が主なものでございます。

1目林業振興費につきましては、以上でございます。

続きまして、2目林道費の予算額は1,689万6,000円でございます。

主な内容でございますが、15節工事請負費1,644万3,000円の内訳としましては、市内16路線の林道補修工事費としまして160万円を計上してございます。道路除草工事費は、林道のり面除草工事費として50万円、また、林道改良工事費1,434万3,000円は、県単林道改良

工事として今泉吾国線の林道の横断溝10カ所の改修工事でございます。そのほか、市単独での林道対応としまして、林道朝霜線の路面の改良を行うものでございます。

最後に、19節負担金補助及び交付金39万円は、林道等の開設等で指導助言に当たります社団法人茨城県治山林道協会への負担金でございます。

以上で農村整備課分当初予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 108ページから109ページにかけての19節の負担金補助及び交付金という点について、特に霞ヶ浦用水の建設についてお伺いしたいんですけども、まず霞ヶ浦用水建設推進協議会運営費負担金60万円とありますね。これは笠間の負担金が60万円で、全部の関係する市町村から集まる負担金の総額というのは幾らになるのか。

それから、霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい負担金105万4,000円、市が拠出することになっていますが、これ全部集まると関係市町村からの合計は幾らになるのか。

同じくその下、かんがい排水事業県負担金、これについても総額は全部集まると、52万1,000円笠間市で出すわけですが、幾らになるのか。

同じく、その下の改良区負担金109万1,000円笠間市で納入することになっていますが、これ全体の額がどうなるのかということ、おわかりになれば教えていただきたい。

○大関委員長 池田昌美君。

○池田農村整備課長 先に、109ページの一番上になるかと思うんですけども、霞ヶ浦用水建設推進協議会運営負担金ということで笠間市が60万円負担してございますけれども、会員になっている市町村は25、これ合併する前の市町村数で申しわけないんですけども、旧笠間、友部というふうに笠間では2地区分で60万円ということで、30万円掛ける2ということで笠間は60万円となっているわけでございます。合併前でいきますと25旧市町がございまして、全体で750万円集まります。

続いて、その下になりますけれども、霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水改良区負担金ということで笠間市では105万4,000円を負担してございますが、この事業で今現在行っています県営事業の1期から3期の施設整備を行った負担金ということで、年間の償還額が3,037万4,000円、そのうち受益面積割で計算しまして、笠間市で105万4,000円を負担しているということで、集まる金額というのは3,037万4,000円という形になります。

続きまして、その下になりますけれども、霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業負担金ということで、年度内の事業費が1億5,000万円ということで、市町村が10%負担ということで、そのうち笠間市の受益面積の割合が3.45%でございまして、笠間市の負担は52万1,000円ということになります。

それから、その下になりますけれども、霞ヶ浦用水国営附帯団体営かんがい排水事業改

良区負担金ということで、この事業費は、やはり受益面積割で計算しますと全体の年度内の受益償還額が3,138万8,000円でございます。そのうち笠間市の畑分の負担として17万7,000円、田んぼ分として91万4,000円ということで、合わせまして109万1,000円を負担するわけでございます。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それぞれの事業の効果や必要性について、市ではそれぞれの項目についてどういうふうにお考えでその支出をなさっているのかということをお知らせいただきたいんですけども。

○大関委員長 農村整備課長池田昌美君。

○池田農村整備課長 この霞ヶ浦用水事業なんですけれども、計画されたのが、ちょっと年度は忘れてしまいましたけれども、昭和40年代ごろに計画をされました。全体の受益面積、先ほど25、9市町村名でありましたけれども、その受益面積が1万9,294ヘクタールございます。そのうち笠間市の受益面積が624ヘクタールということで、年度当初、昭和50年代はどっちかといえば県西地区のほうを優先的にやってきたわけなんですけれども、現在になってやっと笠間市のほうまで水が供給されてきたということで、笠間地区でも水がないところがありますので、この水を利用して田んぼの営農がしっかりできていくのかなと考えてございます。どうしても必要な事業と考えてございます。

○大関委員長 石井委員、最後です。

○石井 栄委員 この事業については、しばらくトンネル工事やなんかも進んでいませんし、30年近くかかっているわけですね。相当な巨額の資金が導入されて、また那珂川等への大きな環境被害を与えるんじゃないかということで、那珂川漁協なども……それとは違うんですか、導水とは違うんですか、わかりました。失礼しました。

○大関委員長 ほかにございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 108ページの右側の一番下のほうですね。担い手の仕組みについて、林業の担い手というのは何名ぐらいいらっしゃるんでしょう。

○大関委員長 農村整備課長池田昌美君。

○池田農村整備課長 担い手は3名ほどになります。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 戦前戦後にわたって、ありとあらゆる山という山を全部友部も岩間も笠間もご多分に漏れず植林していたんですね。せんだって広島で大きな土砂崩れがあったんですが、植林しっ放しで間伐をやらないと日が根元に当たらないから下草が生えないで、どうしてもその落ちた水が地表を洗って行って表土を削って、最終的には関東ローム層と上の表土との間に水がたまって土砂崩れが友部も起きやすい状況なんですけど、これは真剣に伐採間伐をやらないと良質な木も育たないんですよ。今、林業の見直しが、国でも世

界的に林業の見直し、間伐材を使って火力発電を起こしたり、そういうことも考えている様子ですが、市のほうでの林業に対する取り組みというのはどのように考えているのかお聞かせ願えれば、3名しかいない担い手なものですから、場合によっては担い手をふやせるかどうか、どうなんですかね、その点。

○大関委員長 農村整備課長池田昌美君。

○池田農村整備課長 先ほどのご質問の中で、笠間市として、もっと木材の利用を、そういうふうにできるのかというところがあるかと思うんですけども、現在、笠間でも間伐を行ってございます。森林組合としても間伐を行っているんですけども、その中で採算性が、出しても手間であるものについては即材木を出して、それを例えば飯田にあります丸棒組合とかで丸棒として加工して、それを例えば丸太に使ったりということで利用はされてございます。市としてもそういったふうにご利用されていけばいいのかなと考えています。

そのほかに、県のほうなんですけれども、地場産材を使った木材を住宅に使った場合に、限度額あるんですけれども、助成があるということもありますので、そういった事業の紹介を行っているところでございます。

それから、林業の担い手さんをもっとふやせるのかなというお話もありましたけれども、現在の3名の方には、森林組合の職員なんですけれども、3名の方の助成という形で福利厚生分を助成しているんですけれども、今のところ3名分ということで、なかなか林業の担い手がないというのが現状だと思います。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 今回で終わりますね。3名の方手厚く保護していただきまして、何とか林業の担い手も、相当の山林の面積抱えておりますので、小さな部分であるかもしれないけど、一つの市を支える産業になればいいなと思うんですが、考えてください。お答えは結構です。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

25分再開いたします。

午後2時17分休憩

午後2時31分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工観光課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 商工観光課長の鈴木でございます。私の方から、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算のうち、商工観光課所管分の予算につきましてご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、歳入につきまして主なものを説明いたしますので、恐れ入りますが、20ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料ですが、1節の公有財産使用料としまして、山麓公園つつじ公園の19万円を計上しております。

次に、4目商工使用料の駐車場使用料は、年末年始の市営駐車場、鷹匠町駐車場と荒町駐車場の使用料でございます。

次に、37ページをお開き願います。

最初の行で、20款諸収入、3項、8節元利収入、5目自治金融預託金元利収入として、歳出予算と同額の2,600万円を計上しております。

次に、40ページの4項雑入の5目雑入、3節雑入ですが、菊まつりの装飾用貸し菊鉢代として26万3,000円、観光漫遊キャンペーン助成金としてイベントPR経費9万円、その下の行になりますが、つつじまつりの入園料として1,500万円を計上しております。その下のフィルムコミッション施設利用謝金として20万円、これは映画の撮影やテレビのCM撮影などで施設を使用させるときに謝金としていただいている経費で、26年度は5件の撮影要請がございました。

以上で歳入予算の説明を終わります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

明細につきまして、歳入歳出事項別明細書のほうでご説明させていただきます。

112ページ、113ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、主に職員の人件費と笠間たばこ販売協同組合に対する補助金を計上しております。

次に、2目商工振興費ですが、主に商店街活性化事業、中小企業金融支援事業、地場産業支援事業及び笠間焼陶芸家支援事業関連の経費でございます。

113ページの8節報償費3万円につきましては、いなり寿司教室における講師謝礼でございます。

9節の旅費につきましては、商店街活性化事業といなり寿司推進事業におけるB-1グランプリの関東甲信越プレ大会、新潟の魚沼市及び全国大会青森県十和田市の出場の旅費を計上しております。

11節需用費、修繕費は、笠間のいな吉、着ぐるみなんですが、3回分の修繕の費用でございます。

12節役務費のクリーニング代につきましては、同じく、いな吉の4体分のクリーニング

代でございます。

13節委託料につきましては、中小企業金融制度事務委託料としまして108万円、次のページをお開き願ひまして、笠間のいなり寿司PR事業の委託料としまして100万円、これは県内外で行われますイベント等の際のPR活動事業を委託するものでございます。それから、緊急雇用創出事業委託料としまして、笠間火器販路拡大事業として399万6,000円を計上しております。

次に、19節負担金補助及び交付金ですが、負担金は、茨城県伝統的工芸品産地交流促進協議会負担金30万円及び笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例推進協議会負担金20万円、茨城貿易情報センター、ジェットロですが、これらの負担金が9万円でございます。

次に、114ページから115ページにかけて、補助金でございますが、稲田石材商工業協同組合補助金80万円ほか11件でございます。また、115ページの自治金融・振興金融保証料補給補助金と自治金融の振興金融補助金につきましては、実績をもとに減額して今回は計上させていただいております。

21節貸付金2,600万円は、自治金融の預託金です。

24節投資及び出資金は、県信用保証協会への損失補償寄託金でございます。いずれも、中小企業振興のための金融支援制度を維持していくために必要な経費でございます。

続きまして、観光費の説明をさせていただきます。

115ページから119ページにかけての説明になります。

2項観光費、1目観光総務費でございますが、主に笠間観光大使の関係、恋人の聖地、観光関連団体の育成及び広域観光推進事業の経費でございます。

115ページの2項観光費の7節の賃金135万1,000円は、観光大使の賃金等でございます。

8節報償費、事業推進報償費は、観光大使の副賞の賞品や観光大使講師謝礼、平成26年度に笠間特別観光大使を新しく2名いたしましたので、その謝礼を計上させていただきます。

次に、116ページをお開きください。

13節委託料は、笠間駅前観光案内所運営委託や稲荷駐車場利便施設等での観光案内の業務委託料が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、負担金は、笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会負担金ほか7件でございます。主に広域観光の負担金であり、県内、市内のすぐれた観光資源を広く紹介し宣伝しまして、観光客の誘致を図ることを目的としている費用でございます。

117ページに進んでいただいて、報償金につきましては、笠間のまつり実行委員会や観光協会への補助金でございます。観光協会の旅行業につきまして事業拡大するための予算を計上しております。

続きまして、2目観光振興費ですが、つつじまつり、菊まつり事業が主なものでございます。

7節の賃金124万8,000円は、つつじまつり料金徴収員の賃金でございます。

11節需用費239万6,000円は、菊まつりの学校配布用ポットマムの消耗品と、つつじまつりの入場券やシャトルバス案内図の印刷製本費が主なものでございます。

13節委託料709万8,000円は、つつじまつり関係の警備委託や菊まつりの運営関係委託料、それと假屋崎省吾のイベント、観光協会への緊急雇用創出事業の委託料を計上しております。

19節負担金補助及び交付金698万円は、ゴールデンウィーク中の渋滞緩和や市内回遊策のためのシャトルバス運行負担金と、118ページに進んでいただいて、笠間の菊まつり連絡協議会への補助金でございます。

続きまして、3目観光施設費ですが、愛宕山、工芸の丘、つつじ公園、北山公園、市営駐車場、菊栽培所、石の百年館等の施設の維持管理費でございます。

7節賃金499万4,000円は、菊栽培所の臨時職員の賃金でございます。

11節需用費742万8,000円は、各施設の維持管理の経費で、光熱水費、修繕料等が主なものでございます。

13節委託料8,637万4,000円は、工芸の丘の植栽管理、北山公園の危険木剪定、愛宕山、佐白山の草刈り、つつじ山公園の植栽管理、石の百年館管理、愛宕山及び北山公園指定管理料、緊急雇用創出事業委託料等を計上しております。

119ページに進んでいただいて、14節使用料及び賃借料967万7,000円は、愛宕山や北山公園、市営駐車場の土地の賃借料でございます。

15節工事請負費1億6,557万1,000円は、社会資本整備総合交付金を活用しまして実施します吾国・愛宕ハイキングコースに利用者の安全な誘導及び利便性の向上を図るための誘導サインの設置824万円、バーベキュー場整備、管理用道路、トイレ、駐車場等の北山公園再整備工事に1億1,551万9,000円、また、若者やカップル、家族連れ等の今まで少なかった利用者の利用促進を図るためにオートキャンプ場の整備に3,200万円、愛宕山駐車場の遊具の修繕工事に795万2,000円を計上しております。

17節備品購入費につきましては、石の百年館の駐車場がわかりにくいという苦情がございますために看板を購入するものでございます。

以上で商工観光課所管の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 117ページ、13節の委託料の中の緊急雇用創出委託料160万円というものがありますが、この中身についてどういう施策なのか、その点説明をいただきたいんです。

○大関委員長 商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 この事業につきましては、観光協会に支出しているものでございま

して、観光協会の中で臨時職員を雇いまして、全体的な観光の案内とか電話の受け付け等
をしている経費でございます。総括的な費用でございます。

○大関委員長 ほかにございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 118ページの3番の菊まつり連絡協議会補助金がありますが、具体的には
何でしょうかね。

○大関委員長 商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 菊まつり連絡協議会の補助金につきましては、100回目から笠間の菊
まつり、稲荷神社の菊まつりから笠間の市民の菊まつりになりまして、そのためにいろ
ろな市民の方、団体の方がおりまして、菊まつりをそれで運営していくための費用でござ
います。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 私の近所にも熱心に菊をつくっていて、出品しているわけなんです
が、その苗代とか肥料代もその中に入っているんですか。

○大関委員長 商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 委員さんが申されているのは市民菊花展の件かと思うんですが、
菊花展の場合、出展していただいて、それで表彰はします。ただ、その中にそれに対する肥
料の費用等はないところです。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 今の2回で1回ですか、委員長。

それと、お稲荷さんでやっている菊まつりの菊の生産というのは誰がやっているの。

○大関委員長 商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 稲荷神社でやっているものは、稲荷神社に菊の栽培所がございま
して、そちらのほうで稲荷神社は栽培しております。笠間市のものとはまた別のものでござ
います。笠間市の場合は、笠間市の菊栽培所で生産しております。

○大貫千尋委員 118ページ上段の笠間の菊まつり連絡協議会というのは、市民の菊まつり
という理解でよろしいんですか。

○大関委員長 笠間の菊まつり連絡協議会の補助金の内容についてお尋ねでありますので。

○鈴木商工観光課長 これにつきましては、菊まつり全体の費用でございます。

○大関委員長 細かく説明してあげて。

○鈴木商工観光課長 主な歳出としましては、JRのポスターの掲出とか、あと車につい
ていますマグネットシートをつくったり、一番大きいのはポスターをつくっております。
あと総合パンフが多いところでございます。総合パンフは120万枚ほどつくっております、
ポスターが30万枚、チラシが30万枚つくっております、そこが一番大きな費用でござ
います。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 あとは114ページに茨城県石材業協同組合連合会補助金と稲田石材商工業協同組合補助金とありますよね。一時は笠間の石材業者というのは笠間市から上がってくる税金の半分ぐらい上げていただいたという長年にわたる実績があるわけなんですけど、今の現状はどうなんでしょうね。どのように把握しておりますか。

○大関委員長 商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 まず、連合会の補助金につきましては、笠間と真壁との連合会で、実際使っているのはストーンフェスティバルに使用されるものです。

もう一つ言われました稲田石材商工業協同組合は、基本的にはストーンのエキシビションということで使われております。

今、稲田石というか、石材の現状というのは、はっきりいって非常によくはない状態ですね。現状、石屋さんはふえておりますが、今から10年前、20年前のような状態ではございませんので、何とか今の現状をやっている状態でございます。

それと、一番最初に申しました、2回目に申しましたストーンエキシビションということは、稲田でデザイナーとコラボして作品をつくっているんですが、それにつきましても一生懸命考えて何か違うことしようとしているんですが、なかなかその作品も売れてないという状態で、そのPRには市も一緒になって努めております。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 一つお願いを込めての話なんですけど、国ないし県は、公共事業とかいろいろな中で、実際、中国の石や韓国の石を使ったほうが値段的には安いんですよ。設計基準というのは、その安い品物で組みなさいというような指導はあるんですが、産地の場合、1.5倍までは地元産地のものを使っても過剰設計というような見方はしませんよという特例があるわけなんですけど、できれば商工業を担当している課ですから、執行部に対してできるだけ地元のものを使っただけのような努力をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○大関委員長 商工観光課長鈴木 武君。

○鈴木商工観光課長 委員さん言われることごとくとも、確かにそういうところです。ついこの間も石材協同組合の亀石理事長と、今現在、笠間市でも福祉の認定こども園とか、市の病院とか、拠点整備とかありますので、ずっと稲田の石と笠間焼ということでPRに使ってまいりました。それと、設計の中にもできるだけ「みかげ石」でなくて、「稲田のみかげ石」と入れていただけるようにというPR等はやってございます。

○大関委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 1 分休憩

午後 2 時 5 2 分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会事務局所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農業委員会事務局長西山幸男君。

○西山農業委員会事務局長 農業委員会予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、予算書の29ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金5,076万円のうち、右側説明の上から3行目、農業委員会交付金466万円の収入を見込んでおります。これは委員報酬及び事務費等の補助金でございます。

続きまして、42ページをお開き願います。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入、3節雑入、右側説明の上から7行目、農業者年金事務費委託金56万6,000円を見込んでおります。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

101ページをお開き願いたいと思います。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費5,928万9,000円のうち、1節委員報酬といたしまして1,405万2,000円の計上につきましては、農業委員29名の報酬でございます。月額、会長が4万6,000円、会長代理が4万2,500円、委員が4万円の報酬となっております。

続きまして、102ページをお開き願います。

11節需用費76万1,000円のうち、消耗品費41万円につきましては、各農業委員さんにお配りします業務必携、活動記録ノート、農地六法、関係法令集、定例総会用録音テープ、農業者年金関係のリーフレット等でございます。印刷製本費30万9,000円につきましては、年1回発行しております「農業委員会だより」の作成費でございます。2万4,500部印刷をしまして、区長さんを通じまして全戸配布を予定しております。この「農業委員会だより」につきましては、地域の農業者や住民に対する農業委員会独自の情報提供活動として実施をしております。

続きまして、12節役務費57万2,000円につきましては、毎年1月1日現在で調整をしております選挙人名簿登載申請書送付、返信用の郵送料でございます。27年1月調整時点で、選挙人名簿登載人員につきましては、合計で7,148人、男女別で申し上げますと、男が4,220人、女が3,123人の内訳でございます。

13節委託料29万6,000円につきましては、毎月行っております総会等の会議録作成費で、

1時間当たり1万1,400円、年間24時間を見込んでおります。

続きまして、103ページをごらんいただきたいと思います。

19節負担金補助及び交付金95万4,000円につきましては、県の農業会議負担金、農政活動推進本部負担金等でございます。

以上が農業委員会の予算の内容でございます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員。

○大貫千尋委員 全般の中で、今、国が農業委員会の処遇を考えていますが、どういう流れになりそうですか。

○大関委員長 西山幸男君。

○西山農業委員会事務局長 今、農業委員会のほうでつかんでいる情報としましては、今、国会が開催されております。その中で、改正法案、農業委員会等に関する法律の改正と農地法の関係が提出されております。今つかんでいる内容としましては、今、農業委員さんというのは選挙でございますが、市町村長の任命制に移行されるというのが大きな改正点でございます。

あと、その選挙による任命が廃止されることに伴いまして、今現在、議会推薦枠の1名、あと、農業団体と申しまして農協、農業共済組合、土地改良、各1名ずつ選出をいただいておりますが、それも廃止になるという内容でございます。この選任制ということでございますが、今現在いる農業委員さんの数的なものはかなり減ってくるということでございます。ただ、人数的にはっきりしたものはないということです。

さらに、農業委員さんの中には認定農業者を入れて、半分は認定農業者を入れてほしいということで現在進めている状況でございます。

大きな改正点は以上でございます。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 国会で成立しますと、いつからになりそうですか。

○大関委員長 西山幸男君。

○西山農業委員会事務局長 28年4月1日からになります。

○大関委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

以上で、産業経済部及び農業委員会事務局関係各課の審査を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時00分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部建設課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

建設課長市村勝巳君。

○市村建設課長 平成27年度笠間一般会計予算の建設課所管分についてご説明申し上げます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入についてご説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

一番下の行になります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金7億6,569万9,000円のうち、建設課分は6億7,780万3,000円でございます。

1節道路橋りょう費補助金3億3,096万2,000円の内容としまして、社会資本整備総合交付金（地域経済・活力の向上）1億6,161万7,000円は、来栖本戸線、南友部平町線の道路改良事業で笠間稲荷門前通り景観整備事業に係る補助金でございます。

防災・安全交付金（老朽化戦略的補修）110万円は、道路ストック総点検事業、道路標識、照明等の点検に係る補助金でございます。

防災・安全交付金（安心な通学空間）1億5,064万5,000円は、笠間小原線、市道（友）1級5号線小原地区、（友）2級5号線随分附地内、（友）1級7号線美原地内、（友）1級11号線矢野下地内の5路線の道路改良事業に係る補助金でございます。

25ページになります。防災・安全交付金（計画的な予防修繕）1,760万円は、道路橋梁定期点検計画策定事業等の補助金でございます。各事業は55%の補助金を国から交付金として交付されるものでございます。

次に、2節都市計画費補助金、建設課所管分は社会資本整備総合交付金（都市再生整備事業）3億360万4,000円でございます。笠間芸術の森公園及び愛宕山周辺地区、都市再生整備計画、友部駅周辺整備地区都市再生整備計画、岩間駅西地区都市再生整備計画の3事業に係る補助金で、補助率は10分の4でございます。

次に、3節住宅費補助金、建設課所管分は社会資本整備総合交付金（地域住宅支援）4,323万7,000円でございます。公営住宅等取得総合改善事業、狭あい道路整備等促進事業、市道の（岩）西277号線ほか2路線などの補助金の補助率は2分の1でございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

中段になります。15款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金、建設課所管分は1節道路橋りょう費補助金2,313万8,000円の合併市町村幹線道路支援事業補助金です。南友部平町線、来栖本戸線、上町大沢線の3路線が対象となっております。起債償還額に対

する県からの補助金でございます。

歳出についてご説明申し上げます。

119ページをお開き願います。

中段になります。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費2億1,813万2,000円のうち、126万1,000円が建設課所管分となります。

主なものといたしましては、120、121ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金48万1,000円です。つくば市・笠間市間道路整備促進協議会負担金などほか15協議会の負担金等でございます。

123ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費2億2,621万7,000円でございますが、主に生活道路整備等に供される事業費の計上でございます。

主なものといたしましては、13節委託料5,246万1,000円、内容といたしまして、測量設計等委託料5,070万円は、友部駅周辺整備事業に係る(友)西地区2号線と原店地内や、(笠)1011号線大淵地内、(岩)2級10号線押辺ほか6路線の測量や設計業務委託料でございます。

次に、15節工事請負費4,370万円は、(岩)中186号線ほか3路線の道路改良等の工事費でございます。

次に、17節公有財産購入費3,729万円につきましては、友部駅周辺整備事業に係る(友)1175号線や(笠)1111号線、(岩)中325号線ほか4路線の事業用地取得費の計上でございます。

次に、22節補償・補填及び賠償金8,980万円でございますが、事業地取得に際しましての補償費用等の計上になります。物品等補償費の内訳としましては、友部駅周辺事業に係る(友)1175号線、上吉影岩間線ほか3路線の家屋工作物等の補償費の計上でございます。

続きまして、4目幹線道路整備費5億2,513万1,000円、主なものでございますが、124ページをお願いいたします。

13節委託料1,826万円、内容といたしまして、埋蔵文化財調査委託料300万円は、市道(友)2119号線、宍戸駅脇の踏切改良事業に伴うものでございます。測量設計委託料1,526万円は、(友)1級11号線矢野下郷地内と来栖本戸線、(友)2級5号線、3路線の用地測量や補償調査等でございます。

次に、15節工事請負費3億4,510万円は、(友)1級5号線、(友)1級7号線、笠間小原線、来栖本戸線、南友部平町線、5路線における道路改良工事費を予定しているものでございます。

次に、17節公有財産購入費7,555万円につきましては、来栖本戸線、(友)2級5号線、(友)1級11号線、3路線の用地取得を予定しているものでございます。

次に、22節補償・補填及び賠償金6,842万円でございますが、事業用地取得に際しましての(友)2級5号線家屋等の移転、(友)1級11号線と来栖本戸線等の立木と電柱等の物件

移転と補償費の計上でございます。

続きまして、5目狭あい道路整備等促進費6,718万4,000円の主なものといたしまして、13節委託料1,750万円は、(友)3206号線旭町地内の測量設計委託費でございます。

15節工事請負費4,960万円は、(岩)西277号線大網地区、(岩)西309号線北根地区に係る工事費でございます。

続きまして、130ページをお開き願います。

一番下の行になります。7款土木費、4項都市計画費、7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業費1億8,358万円のうち、1億1,043万円が建設課所管分となります。

主なものといたしまして、13節委託料200万円は、社会資本整備総合交付金事業における笠間芸術の森公園及び愛宕山周辺地区都市再生整備計画の最終年度になることから、事業効果等の分析業務委託を計上しているものでございます。

15節工事請負費のうち、排水整備工事6,929万円は、笠間地区市街地浸水対策事業に係る排水路整備、側溝の改修等の工事費でございます。

1行飛びまして、道路新設改良工事費4,614万円のうち3,914万円が、市道(笠)2336号線、ギャラリーロード歩道整備に係る工事費等でございます。平成27年度完了を予定してございます。

以上で建設課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目、130ページの7目の15節の排水整備工事費、笠間地区の側溝の整備というお話があったんですが、多分、9月、10月ごろの台風のときの浸水に伴う工事かと推測するんですが、その工事の地区や工事の内容を教えてください。

あと、この数字に出ていない緊急の工事などについての費用の点の見込みがあるのかどうか、その辺の2点です。

○大関委員長 建設課長市村勝巳君。

○市村建設課長 最初に、排水整備工事6,920万円の内訳でございますが、平成21年8月ごろの行幸町界隈の集中豪雨を受けまして、旧笠間市街地部分の浸水の対策の検討をいたしております。

その中で、改修を予定するような箇所と、阻害要因を除去する箇所、そういうものを検討して選択しておりまして、本年度は笠間稲荷神社の西側地区、笠間大橋方面の水路がございまして、その手前が冠水するというので、バイパス的に355を横断して、ドコモショップの通りから潤沼川のほうに流れるような水路の工事を予定してございます。

また、荒町駅前線、支所の行幸町の通りですね。こういう箇所につきましても、一極に

に集中するような状況があるものですから、かわすみラーメンとかその辺の通り、そういうものの水路を改修して分散するようなことで本年度は計画してございます。

緊急的な工事というお話でございますが、U字溝のふたとか陥没しているような状況、早急に危険な箇所につきましては、管理課のほうと連携を図って別途そういう工事を予定してございます。

また、今回の排水工事の中で、当然、区長さんのご意見とか、地元の方、雨が降ったときの状況を見ながら進めておりますので、そういう中では工事の中で対応できるものは対処してまいりたいと考えております。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 大変ありがたいと思うんですけども、NTTドコモの前の鷹匠町の水没箇所があったんですよね。そこはこの前の大雨のときにはパトカーも水没しそうな、かなり水がたまっていて、自転車の人が腰近くまで水につかって歩いていた現場も見ましたので、その辺はその工事が進みますと改善される見込みなんではないかな。その辺の見込みをお知らせいただきたいんですが。

○大関委員長 建設課長市村勝巳君。

○市村建設課長 鷹匠町駐車場の箇所に集まる水が、西側の笠間大橋のほうの区域を流れていて、中間で市街地のほうも床下のような状況になっておりますので、鷹匠町駐車場の脇で355の横断を踏まえまして、涸沼川のほうに抜くようなことで、今、道路管理者と協議をして工事のほうを本年度計画していきたいと思っております。それによって、その箇所については解消されるのかなと判断してございます。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうなると、かなり改善の期待がされるんじゃないかと思うんですが、この前の大雨のときには涸沼川も氾濫しそうになって、水面がかなり上がってきていましたので、勾配のつけ方とか工夫しないとあの辺は、ただ勾配をつけただけではうまく流れるとも限らないかもしれないので、その辺は専門家の判断かと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

管理課長鯉淵賢治君。

○鯉淵管理課長 平成27年度笠間市一般会計予算の管理課所管分の主なものについてご説明を申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

上から2段目になります。11款交通安全対策特別交付金、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金1,100万円につきましては、道路交通法の反則金を原資として、交通安全施設の整備に充てるための財源として国から交付されるものでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

一番上の段になります。13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、1節道路使用料2,380万円は、東京電力やN T T等の占用にかかわる使用料でございます。

次に、3節公園使用料1,214万7,000円は、笠間芸術の森公園にかかわる駐車場、施設、行為許可の使用料見込み額を計上してございます。

4節住宅使用料6,722万4,000円は、市営住宅の現年分、過年分の使用料の計上でございます。

5節駐車場使用料につきましては、友部駅、岩間駅の駅前広場駐車場の使用料596万5,000円の計上でございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

ページの下から2番目、13款使用料及び手数料、2項手数料、3目土木手数料、2節土木証明手数料150万円につきましては、地籍調査の成果に関する図面等の交付手数料を計上しております。

次に、30ページをお願いいたします。

一番下の欄になります。15款県支出金、3項委託金、5目土木費委託金、2節公園費委託金4,781万円につきましては、笠間市が笠間芸術の森公園の指定管理者となっており、その管理料を協定に基づき県より受け入れるものでございます。

続きまして、31ページをお願いします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入5,054万8,000円のうち、管理課の所管は、下から2番目の土地貸付収入（管理課）110万4,000円です。これは福原住宅におきます駐車場利用収入の見込みでございます。

40ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項、5目、3節雑入のうち、主な管理課所管分は、下から3番目の市営住宅浄化槽等電気料管理費納付金現年度分465万6,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

121ページをお開き願います。

下から3番目の欄になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、8節報償費120万円は、道路里親制度に基づきます報償費です。

次に、一番下、11節需用費の一番下、光熱水費507万4,000円でございますが、道路照明の電気料でございます。

次のページをお開きください。

12節役務費の中、損害賠償保険料200万5,000円でございますが、道路におけます事故等の損害賠償保険料でございます。

続きまして、13節委託料の中、道路台帳更新委託料1,000万円につきましては、市道の認定及び廃止にかかわる台帳補正の委託費用でございます。次の測量設計等委託料660万円は、地籍図の錯誤修正や工事に伴う用地測量の費用です。次の地籍集積図加除業務委託料350万円は、地籍図への分筆、合筆等の加除業務費用です。

14節使用料及び賃借料、土地賃借料291万6,000円は、道水路用地として借りている国有地等の賃借料です。

15節工事請負費1,100万円は、カーブミラー及びガードレール等の交通安全施設の設置補修工事費です。

続きまして、一番下の欄になります。2目道路維持費、13節委託料でございますが、植栽管理委託料855万円は、友部地区のあんず通りや笠間駅前広場、岩間地区の駅東大通りなど12路線の街路樹の消毒、剪定を含めた植栽管理委託料です。

次に、草刈等委託料1,170万円につきましては、市内幹線道路の除草費用です。

次の123ページになります。

道路ストック総点検委託料206万円は、幹線市道ののり面や標識、照明の状況を点検する費用でございます。

次の橋梁定期点検委託料1,236万円は、道路法に基づく橋の定期点検費用です。

次に、15節工事請負費1億5,060万円を道水路維持修繕工事費として計上してございます。内容といたしまして、緊急的な現場対応のための維持補修ブロック工事、U字溝のふたがけ、交換、舗装工事等の機能維持のための道路や水路の修繕費用でございます。

16節原材料費418万5,000円は、道路補修のための砕石、常温合材の購入費です。

125ページをお開き願います。

一番上になります。7款土木費、3項河川費、1目河川総務費、15節工事請負費160万円は、準用河川の護岸補修等の工事費でございます。

次に、一番下の欄、7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、11節需用費中の光熱水費785万2,000円のうち、管理課分が740万4,000円で、内訳は、友部駅自由通路、岩間駅あいろ一ど、各駅前広場等の電気料、上下水道料金です。

次のページをお開きください。

上から2番目の欄、13節委託料1億3,829万5,000円のうち、管理課の主なものとしまし

て、施設保守点検委託料862万7,000円は、友部駅自由通路、あいろーど昇降設備、駐車管理、機械警備、料金システム保守点検等です。中ほどの清掃委託料747万4,000円につきましては、友部駅自由通路、岩間駅あいろーど、宍戸、稲田、福原駅の清掃委託料です。

129ページをお開き願います。

中段になります。7款土木費、4項都市計画費、5目公園費、11節需用費の中、光熱水費177万円は、都市公園等の電気、上下水道の使用料です。次の修繕料226万円は、笠間芸術の森公園、都市公園等の修繕費用でございます。

次に、下のほうになります。13節委託料の中、公園管理委託料1,031万4,000円は、都市公園やポケットパーク等の園内トイレの清掃や除草、植栽管理委託料です。次の笠間芸術の森公園管理委託料1億1,529万5,000円は、芸術の森公園の植栽管理や電気、上下水道施設、遊びの森遊具の保守点検委託料でございます。

次のページをお開きください。

上から2段目の欄、19節負担金補助及び交付金の中、笠間芸術の森公園維持管理費負担金480万円は、笠間芸術の森公園の電気、上下水道は、公園の敷地内施設に一括で供給されていることから、取りまとめ窓口であります県の陶芸美術館に負担金として使用料分を支出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上のほうになります。7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費の光熱水費306万円は、市営住宅敷地内の街灯や浄化槽及び受水槽等の電気料分です。

13節委託料3,209万4,000円の主なものとしまして、石井第2住宅の修繕等維持管理業務委託に108万円、下市毛住宅の給水計画設計業務委託に100万円、住宅の入退去や施設の維持管理、家賃収納などの業務を包括的に委託する費用としまして2,935万円でございます。

次に、14節使用料及び賃借料の電算システム使用料155万6,000円は、市営住宅の家賃収納管理に係るシステム使用料です。

続きまして、15節工事請負費1,700万円は、市営住宅長寿命化事業による石井第2住宅の外壁塗装などの修繕工事費用です。

以上で管理課所管分の説明を終わらせていただきます。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後 3 時 2 9 分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

都市計画課長青木理重君。

○青木都市計画課長 平成27年度笠間市一般会計予算の都市計画課所管分の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

22ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料、2項手数料、3目土木手数料、1節屋外広告物許可申請手数料50万円及び3節開発行為許可関係申請手数料90万円等でございます。

次に、25ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金3億9,110万4,000円のうち、社会資本整備総合交付金(公園)3,250万円につきましては、総合公園トイレ改築事業及び公園施設長寿命化事業に伴う補助金でございます。また、その下の防災・安全交付金5,500万円につきましては、岩間駅東大通り線の整備事業補助金でございます。

3節住宅費補助金4,363万3,000円のうち、防災・安全交付金39万6,000円につきましては、木造住宅耐震診断士派遣事業に対する補助金でございます。

28ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、6節災害救助費補助金355万円は、被災住宅復興支援利子補給に対する補助金でございます。

29ページをごらんください。

5目土木費県補助金、3節都市計画費補助金132万5,000円につきましては、木造住宅耐震診断補助金13万5,000円、昭和56年5月以前の住宅診断20件分の補助でございます。また、合併市町村まちなか活性化支援事業補助金119万円でございます。

33ページをお開き願います。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、4目岩間駅東東土地区画整理事業特別会計繰入金2,378万9,000円につきましては、岩間駅東土地区画整理事業により保留地販売に伴う繰入金でございます。

41ページをお開き願います。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入、3節雑入のうち、都市計画課所管分につきましては、上から4行目の都市計画図等販売料30万円、木造住宅耐震診断個人負担金4万円を計上してございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

91ページをお開き願います。

下の段のほうで、3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、19節負担金補助及び交付金488万円につきましては、東日本大震災により大規模半壊以下の被害を受けた方に対し、被災住宅の復旧等に係る借入金の利子補給2%相当を行うものでございます。

次に、125ページをお開き願います。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、1節報酬11万7,000円は、都市計画審議会13名分を計上しております。

126ページをお開き願います。

13節委託料、下から4行目の木造住宅耐震診断委託料83万2,000円は、昭和56年5月以前に建築された木造住宅20戸分の耐震診断を予定するものでございます。

下の都市計画道路再検討調査業務委託料1,450万円につきましては、都市計画道路見直し等に伴う変更路線設計業務及び地元説明会等でございます。

その下の都市計画基本図修正業務委託料6,750万円につきましては、都市計画図が作成から8年が経過し、駅周辺の都市基盤整備等相当年の経年変化を生じていることから、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、都市計画の更新をするものでございます。

その下の一番下のところの安居工業地域整備推進支援業務委託料700万円につきましては、安居工業地域における土地利用を促進するため、地権者との合意形成に向けた説明会、整備推進協議会設立に向けた業務でございます。

下の127ページ、岩間地区まちづくり検討調査業務委託料670万円につきましては、都市計画道路土師栄町線及び日吉町古市線の北側について、地域住民や土地所有者の意向を踏まえ、将来のまちづくりの方針、土地利用の方向性を含め検討する業務を実施するものでございます。

18節備品購入費92万8,000円につきましては、都市計画図の印刷用プリンターの更新を行うものでございます。

128ページをお開き願います。

2目街路事業費、真ん中の13委託料、設計業務委託料496万8,000円につきましては、岩間駅西側の県道水戸岩間線を歩行者空間整備及びポケットパーク整備の業務委託料でございます。その下のイベント委託料100万円につきましては、岩間駅東大通り線延伸部の全線供用に関する開通式典の委託料でございます。

15節工事請負費、道路舗装工事費3,006万2,000円につきましては、岩間駅西側県道水戸岩間線歩道空間整備工事費でございます。その下の岩間駅東大通り線工事費9,208万1,000円につきましては、国道355バイパス交差点改良工事及び舗装工事費でございます。また、ことし3月末には、延伸部の延長680メートルのうち、市道（岩）308号線吉岡2区公民館通りまでの約240メートルにつきまして一部供用開始してまいりたいと考えております。

17節公有財産購入費977万3,000円につきましては、平成26年度に土地開発基金により買

い上げた岩間駅東大通り線の一部用地につきまして、今年度に補助金により取得するもの
でございます。

22節補償・補填及び賠償金、物件移転等補償費900万円のうち、都市計画課所管分600万
円につきましては、岩間駅西側県道水戸岩間線歩行者空間整備に伴う支障電柱移転補償で
ございます。

129ページをごらんください。

5目公園費、13節委託料のうち監理業務委託料154万5,000円につきましては、総合公園
多目的グラウンド南側の屋外トイレ改修のための監理委託料でございます。

130ページをお開き願います。

一番上の15節工事請負費、公園改修工事費3,500万円につきましては、平成25年度に策定
した公園施設長寿命化計画に基づき、市内23の都市公園内の遊具及び休憩施設等において
公園施設の安全性の確保と維持管理の軽減を図るため、平成27年度においては、遊具、複
合遊具8施設及びパーゴラやベンチ等の施設整備を実施するものでございます。

なお、平成27年から平成31年まで5カ年間につきまして、国の補助を活用し、30の遊具
施設及び79の休憩施設等を整備する予定でございます。

その下のトイレ整備工事費3,531万6,000円につきましては、多目的グラウンド裏庭に設
置されております老朽化した屋外トイレにつきまして、多目的機能を付加し、バリアフリ
ー対応型トイレに改修するものでございます。

6目岩間駅周辺整備事業費、28節繰出金、岩間駅東土地区画整理事業特別会計繰出金451
万9,000円は、地方債の償還に充てるための繰出金でございます。

7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業費、15節工事請負費の道路舗装工事4,575万円
は、稲田駅から神田橋までの稲田停車場線の歩行者空間について、地場産材を活用した歩
行者空間整備を実施するものでございます。また、その下の道路新設改良工事費4,614万円
のうち、700万円につきましては、芸術の森公園北ゲート前歩道計画整備事業において歩道
整備を行うものでございます。また、その下の広場整備工事費1,980万円につきましては、
稲田駅前広場、芸術の森公園北及び東ゲート前整備をするものでございます。

131ページをごらん願います。

22節補償・補填及び賠償金、物件移転補償費60万円につきましては、県道稲田停車場線
歩行者空間整備に伴う施設柱の移転補償でございます。

以上で都市計画課所管の説明を終わります。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員。

○大貫千尋委員 128ページの工事請負費1億9,900万円の3件の説明をちょっと具体的に
お願いします。

○大関委員長 都市計画課長青木理重君。

○青木都市計画課長 都市計画課の所管分については、先ほども話したとおり、道路舗装工事費3,006万2,000円につきましては、岩間駅西側の県道水戸岩間線の歩行者空間整備ということで100メートルの工事、駅からもとの岩間役場前の工事、歩行者空間の整備でございます。その下の岩間駅東大通り線工事9,200万円につきましては、国道355バイパス交差点改良部300メートル及び舗装工事400メートルの工事でございます。その下の笠間稲荷門前通りの整備工事につきましては、あとのまちづくり課のほうで説明があると思います。

○大関委員長 菅井委員。

○菅井 信委員 今、質問のありました東大通り線、区画整理事業、岩間駅区画整理事業、それから岩間の駅橋上化ということで、合併特例債等を使って合併後岩間地区における最大の事業としてあそこに大きな投資をしたわけですが、丸めた数字で結構です。今わからなければ後からでも結構ですけど、トータル的に、355まで東大通り線が抜けたときにおおむねの形が完成するわけですが、駅周辺整備事業はまた別として、駅舎、区画整理事業、355までの東大通り線を丸めた数字でほぼ大体幾らぐらいになるかということをお教えいただきたい。

それから、同じように友部駅についても、合併のときの最大の目玉ということで、何でもかんでも駅をつくるのが大前提ということで合併をしたということは、皆さん関係した議員もいますのでご存じだと思いますので、その金額としていかほどの投資をしたのかということをおおむね何億円単位で結構です。それを教えていただきたいと思います。

○大関委員長 青木理重君。

○青木都市計画課長 ただいまの菅井委員のご質問にお答えをいたします。

概算の数字になりますけれども、まず初めに、岩間地区の道路事業とは別に、岩間駅舎橋上駅舎、また自由通路整備につきましては約10億円を投資しております。東大通り線につきましては、合併特例債を利用して事業化したものが4路線ございまして、全体で約39億円の投資をしております。今言いました10億円をプラスしますと、約50億円を岩間地区の道路整備に投資をしているところでございます。

また、友部地区につきましては、道路整備が9路線実施をしております。9路線の概算の事業費で46億円を使用しているところでございます。駅舎はそこへ含まれておりまして、28億円となっております。概算の数字でございます。よろしく申し上げます。

○菅井 信委員 区画整理は。

○青木都市計画課長 3億円でございます。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

次に、岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

都市計画課長青木理重君。

○青木都市計画課長 341ページをお開き願います。

平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,662万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

347ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節保留地処分費6,210万円につきましては、保留地の処分金を計上したものでございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金451万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金で、公債費等に充てるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

348ページをお開き願います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費、1目総務費、8節報償費201万3,000円につきましては、保留地販売促進の紹介料でございます。

13節委託料12万8,000円につきましては、保留地の管理に関する草刈委託料でございます。

28繰出金2,378万9,000円につきましては、保留地処分金を繰り出しの財源とする一般会計への繰出金でございます。

2項公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料3,992万2,000円につきましては、地域開発事業債及び合併特例債の償還元金でございます。

2目利子、23節償還金利子及び割引料66万8,000円については、地域開発事業債及び合併特例債の償還利子でございます。

以上で説明を終わります。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

4時から再開いたします。

午後3時50分休憩

午後4時01分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、まちづくり推進課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

まちづくり推進課長中村公彦君。

○中村まちづくり推進課長 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算のうち、まちづくり推進課所管分の主なものにつきまして事項別明細書にてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

31ページをお開き願いたいと思います。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金のうち、まちづくり推進課所管分につきましては29万5,000円でございます、市街地活性化基金利子4万5,000円及び企業立地促進基金利子25万円でございます。

次に、34ページをお開き願いたいと思います。

18款繰入金、2基金繰入金、3目市街地活性化基金繰入金3,000万円につきましては、市街地活性化事業補助金に充当するため繰り入れをするものでございます。

4目企業立地促進基金繰入金1億120万円につきましては、企業立地促進補助及び新規立地企業従業員家賃補助に充当するため繰り入れを行うものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

54ページをお開き願いたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、まちづくり推進課所管分につきましては1億5,458万7,000円でございます。

1節報酬につきましては、地域おこし協力隊3名分の報酬といたしまして534万6,000円を計上してございます。

7節賃金のうち、緊急雇用創出事業を活用いたしまして本市への移住支援事務を行うため、1名を雇用する経費といたしまして180万9,000円を計上いたしました。

8節報償費のうち、がんばる企業応援連絡会開催時などの講師謝礼といたしまして34万円を計上しました。また、地域おこし協力隊の活動などに伴う事業推進報償といたしまして21万6,000円を計上いたしました。

9節旅費のうち、地域おこし協力隊の研修やイベントなどへ参加をするため、費用弁償といたしまして14万円及び企業誘致などに伴う普通旅費36万8,000円を計上いたしました。

13節委託料のうち、まちづくり推進課所管分につきましては697万8,000円で、笠間の家の指定管理料といたしまして566万円、誘致企業対象リストデータ取得業務委託料91万8,000円などを計上してございます。

14節使用料及び賃借料のうち、地域おこし協力隊3名分の自動車借上料54万円及び家賃として施設借上料172万1,000円を計上してございます。

ページを返していただきまして、19節負担金補助及び交付金のうち、まちづくり推進課所管分につきましては1億3,392万円、茨城県工業団地企業立地推進協議会負担金20万円、

57ページのほうに記載してございます空き家の改修補助などおいたしまして空き家利活用補助金240万円、笠間稲荷周辺及び駅周辺の市街地活性化のため民間事業者等が行う各事業に対する補助おいたしまして市街地活性化事業補助金3,000万円、製造業等で新たに1ヘクタール以上の土地を取得し操業を行う企業を支援するため企業立地促進補助金1億円、さらに、新たに立地した企業の従業員のほうの定住化対策おいたしまして120万円などを計上してございます。

25節積立金のうち、市街地活性化基金積立金4万5,000円及び企業立地促進基金25万円は、おのおのの基金から生じた利子を積み立てるものでございます。

125ページをお開き願いたいと思います。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、まちづくり推進課所管分につきましては7,514万円でございます。

11節需用費のうち、まちづくり推進課所管分は17万7,000円で、「笠間稲荷門前通り通信」の印刷製本費3万5,000円、旧井筒屋暫定利活用に伴う光熱水費10万円などを計上してございます。

ページを返していただきまして、13節委託料のうち、まちづくり推進課所管分につきましては2,283万9,000円で、旧井筒屋本館部分の基礎工事、引き家工事に伴う工事監理委託料及び園路や広場などの施設設計業務委託料として測量設計等委託料2,000万円を、また、門前通りの建物の道路活用、店舗づくりのルールを行うため、門前通り活性化推進業務委託料200万円を計上してございます。

15節工事請負費につきましては、旧井筒屋本館部分の改修のため基礎工事や引き家工事、水道の引き込み工事等で2,900万円を計上してございます。

17公有財産購入費につきましては、笠間稲荷駐車場から門前通りへの歩行者通路の確保のため、約580平米の土地区画を予定しており1,600万円を計上いたしました。

22節補償・補填及び賠償金につきましては、公有財産購入に伴います物件移転補償費150万円を計上しております。

次に、2目街路事業費のうち、まちづくり推進課所管分につきましては8,076万円でございます。

ページを返していただきまして、15節工事請負費のうち、まちづくり推進課所管分につきましては、笠間稲荷門前通り整備工事費7,776万円で、大町交差点部分や高橋交差点部分など160メートルの工事費を予定いたしました。

22節補償・補填及び賠償金のうち、まちづくり推進課所管分につきましては、笠間稲荷門前通り整備工事に伴います電柱移転補償おいたしまして、物件費の補償費3,000万円を計上いたしました。

以上で、まちづくり推進課所管分の説明を終わります。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員。

○大貫千尋委員 井筒屋周辺と稲荷神社周辺の計画、当初は井筒屋の更地の計算をして、それに見合ったということで、23年11月28日に議会のほうに説明があって、井筒屋さんが無償でもいいよという話の中で、3,000万円ぐらいは支払わなくちゃならないだろうということで、3,000万円を支払って、坪単価7万1,315円で不動産鑑定士に基づいて計算をして、それでスタートしたわけなんですけど、利用計画についても二転三転しまして、当初の説明の費用対効果とは関係なく、今度はまちづくり推進課のほうでいろいろな事業を簡単な説明をもとに進めてきておられるわけなんですけど、今現在、市側で行おうとしている128ページの笠間稲荷門前通り整備工事として7,750万円が当年度予算にのってきており、3件で約1億6,000万円ぐらいの工事をやる予定になっている様子でありますけど、土木委員会の中でも、全体計画をどうするおつもりなんですかとという問いかけに対して明快な答弁がなかったんですけど、どのようなお考えでいるか、まずお伺いしたいと思います。

○大関委員長 まちづくり推進課長中村公彦君。

○中村まちづくり推進課長 まず、門前通りのほうにつきましては、笠間稲荷門前通りの車道のほうにつきまして、地場産材でございますみかげ石を使って市道の整備をして、歩行者優先の道路整備という形でセンターラインもなしという形で歩行空間を広げる道路整備を実施しているところでございます。

それと、旧井筒屋周辺でございますけれども、当初、民間事業者を募集いたしまして宿泊施設等も含めた施設整備という形で進めてまいりました。実際に民間事業者のほうからステノを決定したところでございますけれども、残念ながら辞退という形になってございます。

それを踏まえまして、旧井筒屋の修繕につきましては、笠間稲荷駐車場のほうから門前通りのほうに歩行者を誘導する施設とか、旧井筒屋の木造部分の本館部分の利活用いたしましたインフォメーション施設やカフェ、あと観光協会等の部分の設置などを考えていきたいというふうに考えてございます。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 1回の質問でなかなかお答えが出ないんですが、当初の計画は井筒屋を利用するという計画で、今度は変わってきまして、基礎をつくり直して引き家をやってというようなことで、予算書そもそもが当初の計画ではこのぐらいの規模で考えていたんですけど、今現在の計画ではこのぐらいになるよと。当初の解体、要するに更地にするために予算取りをしたと思うんですね。不動産鑑定士に基づいて7万1,315円程度は妥当であろうと。そういう中で今年度予算の中にこの井筒屋の基礎工事が出てきたり、引き家が出てきたりしているわけなんですけど、結局、井筒屋関連で当初は土地代だけなればよかったと、建物については誰かに頼んでやってもらえばいいよというような方向で23年当初はいたわけ

でしょうよ。現実そういう説明書があるわけだから、ここに。これからどうするつもりなんですか。

○大関委員長 まちづくり推進課長中村公彦君。

○中村まちづくり推進課長 今言われましたとおり、当初につきましては民間の方の利活用ということで考えてございました。今後、本館部分につきましては、宿泊施設というわけではなくて、インフォメーションとか市の情報発信する部分をつくっていきたいと思っております。

民間の方につきましては、取り壊し終わった後に、旧本館の後ろの部分について、レストランとかそういった部分の施設を民間事業者のほうを引き続き募集してまいりたいと考えてございます。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうしますと、今建っている場所からどこに移動するつもりなんですか。漫画みたいなどこかの先生が描いたあれは見せていただけますか。

○大関委員長 長くなりますので、休憩で聞いちゃいますか。

○中村まちづくり推進課長 では、図面を配付させていただいてよろしいですか。

○大関委員長 では、図面を配付してください。

ここで暫時休憩し、休憩の間に説明をいただきたいと思います。

午後4時18分休憩

午後4時54分再開

○大関委員長 休憩を解いて会議を開きます。

石井委員。

○石井 栄委員 担当の皆さんにはご苦労さまです。その件なんですけど、正式にお話ししたいと思うんですけども、この笠間市内の活性化というのは大事な課題だと思っておりますので、問題は、住民の意見がどれだけ反映されるかという部分も非常に大きなポイントだと思うんですよね。観光は確かに大切なんですけど、ほかから来て、また観光に来たいなという観光都市とともに、ほかの人がいいというのは、地元の人が使っている場所だと、すごくよくなったと、自分らも行ってみたいという場合に、ほかの観光客も来ると思うんですよね。そういう意味では、地域の住民の方の意見をしっかり取り入れて改善をしていくということがすごく大事だと思うんですよね。

経過を見ますと、平成24年4月から25年3月にかけて何回かいろいろな会議がなされていると文書には載っておりますね。私はその中身自体がよくわかりませんが、笠間まち考とか、委員会やワークショップでの提案とか、地元代表による組織とか、協議会全体会とかいろいろありますが、そういうものであの辺の住民の方の意見を取り入れた計画になっているのかどうかということの一つ担当者のほうからお伺いしたい。

もう一つは、全体からいけばささいなことかもしれませんが、あそこの通りに街路灯を設置しましたよね。それ最近ですよ。ところが、またそれを撤去するという事になったんですか、その街路灯。そういう話があって、それは一体どういう経過なのかという不信もあること確かなんですよ。

全体から見れば小さいかもしれませんが、そういうことを見ますと、地域の住民の方の意見が十分反映されていない部分があると思いますので、その辺について今話せることがあれば話していただいて、やはり多額の費用、先ほどお話がありましたように、当初我々が受けとめていた額よりは多くの10億円近い、9億円ぐらいですか、お金がかかるというのは大金ですよ。ですから、慎重にやっていただきたいというのは全く当然の話で、そういう意味で大事な点だと思うんです、住民の意見は。その街路灯のことについても、何か話せることが今あれば聞かせていただければと思います。

○大関委員長 まちづくり推進課長中村公彦君。

○中村まちづくり推進課長 地元の方の協議という話でございました。地元の方とは、これまでも30回近いワークショップを行いまして、それらの意見を集約するために40回を超える委員会などを開催して地元の方と協議いたしてまいりました。

モデルの整備などにつきましては、今現在のところ整備でやってございますけれども、地元の方からセンターラインをなくして交互通行、地場産材を使った車道のみかげ石の利活用、笠間焼の活用とか、あと自分たちが整備した道路は自分たちで掃除しましょうということで、じっくり掃除をしましょうとか、そういった部分について全部地元の方と協議してやってまいりました。

今回の整備のほうにつきましては、地元の方の意見をほとんど多く取り入れて整備していただく予定でございます。

また、街路灯につきましても、形については地元の方が検討して、その形のもの、その部分30万円ぐらいの額やつを設置してございます。これにつきましても、地元の方がそのワークショップの中で決めて設置しているところでございます。

撤去という部分につきましては、大町部分の街路灯の撤去かなと思うんですけれども、そちらのほうにつきましては、根入れが浅いという部分もございまして、大町のほうで自主的に撤去したという部分でございます。あと高橋のほうについては、別格に自主的に撤去するという形でもととの計画があったわけです。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、何回も何回も会議して住民の意見を吸い上げてやってきたと。参考までに、一体どのぐらい、あの辺のお店や住民の方がいますけれども、何%ぐらいの人が参加をしたんですか、大づかみでいいですけども。

○大関委員長 まちづくり推進課長中村公彦君。

○中村まちづくり推進課長 参加のほうは、地元の方、商店街の方やお店をやってない方

も含めてなんですけど、ワークショップのほうにつきましては、それ以外も門前通りの整備とか井筒屋の整備に興味のある方は自由に参加してくださいという形を呼びかけてワークショップのほうをやっています、毎回30名程度は参加していたというふうに思っております。

○大関委員長 石井委員、3回目です。

○石井 栄委員 その会議については、地元の住民の方やなんかには、いついつこういう会議があるので参加してくれとか、その会議をやった後なんかには何らかの形でこういう話が出たんだというような報告なども随時しながら進めてきたのか、その辺。要は、住民の意見をよく吸い上げてやったとすれば、それは一つの基本にはなりますので、その辺の手だてというか、プロセスというか、その辺についてのご説明をよろしくお願いします。

○大関委員長 まちづくり推進課長中村公彦君。

○中村まちづくり推進課長 かさまち考等々に一度でも参加した方には、通知文や通知書のほうを送っています。また、地元の方については必ず回覧板を回して参加を呼びかけてまいりました。

参加された方につきましては、モデルを通信という形で、そういった通信をつくりまして各地域の方に配布をして、説明をしてまいりました。

○大関委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

以上で、都市建設部の審査を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。

5時10分まで休憩いたします。

午後5時02分休憩

午後5時10分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会学務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算の学務課所管分についてご説明申し上げます。

まず、11ページをお開き願いたいと思います。

第3表の地方債でございます。下から二つ目、岩間第一小学校校舎改修事業債、並びに笠間中学校武道館建設事業債、これにつきましては各事業の実施設計に伴いましての地方債の借り入れということで、ここに記載をしてございます。

次に、20ページをお開きお願いいたします。

12款分担金及び負担金、2項の負担金で、4目の教育費負担金でございます。1節の小学校費、2節の中学校費、3節の幼稚園費の中のスポーツ振興センター保護者負担金につきましては、幼稚園と小中学校で授業等で災害が起きた場合に医療費とか見舞金が出るものの掛金の戻り金をここで見てございます。それと、1節の小学校費、スクールバスの保護者負担金につきましては、27年度から統合によりましてスクールバスを走らせるに伴いましての保護者負担金となっております。

それと、21ページで、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目の教育使用料で、幼稚園使用料につきましては172名と預かり保育料をここで見てございます。

続きまして、24ページをお願い願いたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。25ページの5目の教育費国庫補助金の中で、昨年度から変わっているものにつきましては、1節の小学校費補助金で、へき地児童生徒援助費等補助金、それと2節の中学校費補助金で、小学校と同様にへき地児童生徒補助金につきましては、スクールバスの運行に伴いまして、国のほうの運行費の2分の1以内で国庫補助金を受けられることになってございます。へき地児童生徒補助金ということで、その部分をここで見てございます。

次に、29ページをお開き願いたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金の6目教育費県補助金でございます。1節の教育総務費補助金につきまして、まず原子力・エネルギー教育支援事業補助金につきましては、平成11年度JCO臨界事故を契機としまして茨城県で交付金基金を設置してございます。それに伴いまして、市町村が行う原子力教育事業に対する補助金でございまして、備品で例えば手回しの発電機とか、水力の電気の実験機などを買うものに充てるもので、ここで見てございます。

それと、2節の小学校費補助金、3節の中学校費補助金につきましては、それぞれ福島原発の事故によりまして収入する児童生徒に対しましての交付金の支払いということで、ここで計上してございます。

次に、30ページをお開き願いたいと思います。

15款の県支出金、3項の委託金で、1目の総務費委託金、5節の統計調査費委託金で、項目の一番最後で、学校基本調査費委託金をここで収入してございます。

それと、31ページの一番上の部分で、6目の教育費委託金、1節の小学校費委託金につきましては、スクールライフサポーターの活用事業分、それと小学校の4年、5年生を対象として夏休みに数学の補習授業を行う部分に対しての学びの広場のサポートプランの委託費をここで見てございます。

それと、16款の財産収入、1項の財産運用収入で、次の32ページ中ほどの教育振興基金利子、義務教育施設整備基金利子、大原小学校教育振興基金利子をここで見てございます。

それと、33ページにまいりまして、18款の繰入金、2項の基金繰入金で、34、35ページをお開き願いたいと思います。まず、34ページにつきましては、12目で教育振興基金繰入金をここで見てございます。それと、13目の大原小学校教育振興基金の繰り入れをここで見てございます。

それと、37ページをお開き願いたいと思います。

20款諸収入、4項雑入、3目の給食事業収入ということで、1節の学校給食費につきましては、小学校11校、中学校6校の給食費をそれぞれここで見てございます。

それと、41ページをお開き願いたいとともに。

上から6番目で、5目の雑入、3節雑入の中の廃食油売り払いにつきましては、学校給食の廃食油の売払代でございませう。

それと、その下の雑品類の売り払いにつきましては、おはしのセットの売り払いをここで見てございます。

それと、歳入のほうで一番最後の43ページをお開き願いたいと思います。

21款市債、1項市債の6目教育債ということで、1節の小学校債、2節の中学校債につきましては、先ほど予算書でご説明しました地方債の借り入れに伴う基金などをここで見てございます。

それと、72ページ、歳出のほうにまいります。

2款総務費、5項の統計調査費、2目の基幹統計費、11節需用費の中に、先ほどご説明しました学校基本調査事業に伴う消耗品を1万7,000円ほどですけれども、ここで見てございます。

それと、139ページをお開き願いたいと思います。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございませう。1節の報酬から19節の負担金補助及び交付金につきましては、教育委員会の運営に対する経費をおのおの見てございます。

それと、2目の事務局費でございませう。1節の報酬費につきましては、心の教育相談員6名、かしわのひろばの相談員2名、あと適応指導教室の6名、英語指導助手が10名などの報酬をここで見てございます。

それと、その次の140ページにまいりまして、7節賃金につきましては、学力向上支援員の21名、特別支援員の11名、それと新たに27年度より学校生活支援員事業として2名分をここで見てございます。

それと、その下の11節需用費でございませうけれども、消耗品につきましては、小中学校で行う学力テストの用紙代とかです。あとは、教育情報ネットワークなどのトナーの消耗品を見てございます。

それと、12節役務費の中ほどで、通学用自転車の点検ということで約800台の手数料をここで見てございます。

それと、13節委託料につきまして、機器保守点検委託料につきましては、教育情報ネットワークのハードウェアなどの保守点検を見てございます。その下の電算委託料につきましても、同じく教育情報ネットワークの更新に伴いましてのシステムの更新の費用をここで見てございます。それと、中ほどの路線バス委託料につきましては、笠間駅から福原のバスターミナルの路線バスの一部をここで負担している経費を見てございます。

それと、その下のバス運行委託料につきましては、小中学校で各種大会または行事などに係るバスの委託料を見てございます。

それと、14節使用料及び賃借料につきましてはの電算システム使用料につきましては、教育情報ネットワークの運用電算システムの使用料でございます。

それと、18節備品購入費につきましては、先ほど歳入のほうでお話しました原子力教育事業に伴う手回し発電機とか、それらを買う備品の購入がここに含まれてございます。

それと、19節負担金補助及び交付金につきましては、次のページをお開きいただきまして、大きなところから、中ほどの派遣指導主事負担金ということで、4名の指導主事の負担金をここで見てございます。それと、中ほどの遠距離通学補助金につきましては、稲田小学校、南小学校、岩間2小のバスの定期代をここで見てございます。

次に、2項小学校費の学校管理費につきましては、小学校の施設及び学校給食に必要な経費をここで見てございます。

まず、1節の報酬につきましては、学校評議員11校55名、あと各学校に配置しています医師の報酬等をここで見てございます。

それと、143ページにまいりまして、7節の賃金につきましては、学校用務員の10名及び給食調理員6名と栄養士1名分をここで見てございます。

飛びますけれども、4節の共済費の社会保険料につきましても、それらの賃金に伴いましての社会保険料ということになってございます。

それと、11節需用費につきましては、小学校11校の各光熱水費を見てございます。それと、中ほどの賄材料費につきましては、友部地区の小学校5校の給食費の賄いを見てございます。

次に、144ページにまいりまして、13節の委託料、下のほうですけれども、駐車場管理委託料につきましては、スクールバス運行に係ります駐車場の管理業務で2カ月分を見てございます。

その下の調理業務委託料につきましては、北川根小学校と友部小学校の調理業務を民間委託にしております。それに伴う経費をここで見てございます。

それと、その下の特殊建築物定期報告業務委託料につきましては、3年ごとの定期報告物ということで、10校を実施しまして、壁面とかひび割れとかいろいろあるんですけれども、その定期の法定点検の委託料をここで見てございます。

それと、下から2番目のスクールバス運行委託料につきましては、統合によりまして笠

間小学校へスクールバスを運行する委託料と南小学校のスクールバスの運行委託料をここで合わせて見てございます。

それと、14節の使用料及び賃借料で、一番最後の土地借地料につきましては、各小学校で見ている土地の借地料でございます。

それと、15節の工事請負費の施設整備工事費につきましては、笠間小学校で例えば電気設備の改修でありますとか、岩間第1小学校で東正門の門扉の改修でありますとか、11校の施設整備についてここで見てございます。

18節備品購入費につきましては、児童の机、椅子とかをここで見てございます。

それと、19節負担金補助及び交付金の中で、下のほうにまいりまして、日本スポーツ振興センター負担金につきましては、学校管理下での災害に対しましての災害共済給付ということで、医療費とか見舞金などを出す、その掛金をここで見てございます。

それと、2目教育振興費、146ページをお願いしたいと思います。

大きなものにつきましては、14節使用料及び賃借料で、パソコンのリース料ということで、小学校のパソコン教室のリース料をここで見てございます。

それと、20節扶助費につきましては、経済的な理由によりまして就学が困難と認められた児童生徒の保護者に対しての就学に係る負担をここでしてございます。医療費、学用品、給食費などをここで見てございます。

それと、3目学校建設費、13節委託料につきましては、岩間第一小学校の大規模改修工事に伴う実施設計費でございます。それと、15節の工事請負費につきましては、佐城小学校の解体及びプール関係補修ということで、ここでその経費を見てございます。

それと、3項中学校費、1目の学校管理費につきましては、小学校同様、1節の報酬につきましては、学校評議員並びに医師の報酬を見てございます。

それと、7節の賃金につきましては、学校用務員5名及び学校給食調理員3名の臨時賃金をここで見てございます。

それと、次の148、149ページをお開きいただきたいと思います。

13節の委託料で、149ページ、上のほうで、給食調理員の委託につきましては友部中学校の民間委託の部分でここで見てございます。その次の特殊建築物定期報告業務委託料につきましても、小学校と同様、3年ごとの特定の建物の委託ということでここで見てございます。それと、下から3番目のところでスクールバス運行委託料につきましては、学校統合に伴いますスクールバスの笠間中学校までのバス運行委託料ということで、ここで見てございます。

それと、14節使用料及び賃借料の土地借地料につきましては、稲田中、南中等の土地の借地料をここで見てございます。

それと、15節工事請負費、施設整備工事費につきましては、南中学校の体育館の出窓の改修でありますとか、友部中の照明の機器の改修でありますとか、中学校に対するそれぞ

れの工事費をここで見てございます。

18節備品購入費につきましては、生徒の椅子、机等、または楽器等の購入を見てございます。

それと、150ページにまいりまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金につきましては、小学校と同様に、災害に対しての医療とか見舞金に伴う負担金を見てございます。

それと、2目の教育振興費でございますけれども、まず、11節の需用費の消耗品につきましては、大きな部分では、道徳の副読本を1,140冊買う部分で170万円をここで見てございます。あとは、中学校6校分の消耗品を見てございます。

それと、14節使用料及び賃借料につきましては、パソコンのリース料ということで、中学校のパソコン教室のパソコンのリース料等をここで見てございます。

それと、20節扶助費につきましては、小学校同様に、医療費等または学用品等、就学の援助に対しましての補助をここで見てございます。

それと、3目学校建設費でございます。12節の役務費につきましては、笠間中学校の武道館建設に伴いましての建築確認申請料を見てございます。

それと、13節委託料につきましては、同じく笠間中の武道館の実施設計の委託料を見てございます。

その次の151ページにまいりまして、4項幼稚園費、1目の幼稚園費でございます。1節の報酬につきましては、小中学校同様に各医師の報酬をここで見ております。

それと、7節賃金につきましては、各幼稚園の教諭の部分を見てございます。

8節の報酬につきましては、運動会の発表等に係る記念品でありますとか、各事業に係る報償費を計上してございます。

それと、11節の需用費から14節の使用料につきましては、各運営に係ります消耗品でありますとか、通信運搬費、電話料でありますとか、それらを見てございます。

それと、12節の役務費の中で、検査手数料につきましては、ピアノの調律でありますとか、飲料水の検査、砂場の検査などをここで見てございます。

それと、13節の委託料で、下から2番目の健康診断委託料につきましては、幼児の尿でありますとか、寄生虫の検査でありますとか、職員の検査の委託料をここで見てございます。

それと、14節の使用料及び賃借料で、土地賃借料につきましては、笠間幼稚園の用地の賃借料を見てございます。

18節の備品購入費につきましては、消火器の購入ということでございます。

それと、19節の負担金補助及び交付金につきましては、下から幼稚園就園奨励費補助金ということで、入園料と保育料の一部を民間の私立幼稚園のほうに出すことになってございまして、その部分を見てございます。それと、私立幼稚園特別支援教育費補助金につ

きましては、障害児が私立幼稚園で就園している場合に出す補助金をここで見てごさいます。

それと、167ページをお開き願いたいと思います。

6項保健体育費、3目給食センター費でございまして、1節の報酬につきましては、委員9名分の給食センターの運営委員の部分を見てごさいます。

それと、7節の賃金につきましては、笠間給食センターで2名、岩間給食センターで3名の配膳員と、笠間給食センターで事務員1名の臨時賃金を見てごさいます。

11節の需用費につきましては、給食調理に伴う例えば調理器具の消耗品でありますとか、白衣パンツとかをここで見てごさいます。大きなものにつきましては、一番最後のところにごさいますけれども、賄材料費ということで、笠間給食センターで約2,030人分、岩間給食センターで1,278人分の賄いをここで見てごさいます。

次のページにまいりまして、13節の委託料でございまして、下のほうの調理業務委託料につきましては、笠間給食センター並びに岩間給食センターで民間調理の業務を委託してごさいます。それに伴いましての委託料ということでございまして、それと、委託料の中の下から2番目の給食配送業務につきましては、笠間給食センターで6台、笠間地区と米飯につきましては笠間市内全域をカバーしてごさいます。その6台部分と、岩間給食センターの1台の給食の配送のもので委託をしてごさいます。

それと、18節の備品購入につきましては、笠間給食センターでデジタル台はかりの購入があったり、また岩間給食センターでアルマイトの食缶を10缶程度買うような形で、ここで見てごさいます。

それと、19節の負担金補助及び交付金につきましては、各校への負担金でありますとか県の栄養士の負担金等をここで見てごさいます。

学務課所管分につきましては、簡単でございまして、以上でございまして、よろしくお願いいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 笠間地区の小学校、中学校が統合されるということは、当然先生の人員配置への影響があるだろうと想定されるわけですね。今、とりあえず小学校費、例えば143ページが一番上の給料、これは今年の当初予算から見ると約3分の2、中学校の数が少ないし、一つ閉校になるというところで見ると、中学校の147ページの給料というところだけ見るとほとんど変わらない。この辺当初予算に与える影響とかここには出てこないんですか。

○大関委員長 学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 ここに出てくる給料につきましては、一般職員の給料でございまして、

教職員については県のほうで見てございますので、ここに出てくるのはあくまで市の職員です。

○大関委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 職員というのは事務だったり、当然それも影響を受けるわけですね。その辺というのは、お金を減らせばいいという話で統廃合したわけではないので、子どもたちにいい勉強する環境を与えるというところから来たと思っているんです。その辺というのはどういうふうにお金に影響が出ているか、わかりやすいところが何かありましたらということで質問したかったんですね。

○大関委員長 学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 特に変えてございません。例えばですけれども、学校が統廃合になりまして学校数が減りましたが、学力向上支援員さんはことし26年度で21名各学校につけていたんですが、27年度も同じような形で、減らしてございません。先ほどのお話の給料につきましても、例えば私の給料といたしますか、それがここに入っていますので、この部分についてはそういう形で。

○大関委員長 ほかに。

石井委員。

○石井 栄委員 幾つかお伺いしたいんですが、一つは、学費負担の変化がどのくらいあるのかということ。というのは、全部の学年によって違うと思いますので、例えば小学校6年生であれば3年に比べて、また中学校の3年生であれば昨年と比べてどういう徴収金が新たにふえるかなど、今わかりますかね。それが一つですね。

もう一つは、スクールバス等も統廃合に伴ってたくさんの便数が走るということを知っています。13台でしたっけ、笠間小学校。大変お金もかかると思うんですが、統廃合に伴って、学校の教職員の給料とかそういうのは別にしまして、新たに市のふえる負担金というのがありますよね。ふえるのがスクールバスの代金だけなのか。そのほかに、人件費の伸びとかそういう費用が概算でどのくらいふえるようになったのかということが2番目。

3番目なんですが、146ページに書いてあります20節の扶助費、医療費扶助とか要保護・準要保護児童扶助費(学用品)、医療費扶助は大体何名ぐらいの児童生徒を想定しているのか。それから、学用品の扶助費については何名ぐらいの児童生徒を想定しているのかということが3番目。

第4番目は、151ページなんですけれども、項1幼稚園費の7の賃金の臨時雇賃金ということで、先ほど私聞き間違ったのかどうかちょっとわからないんですが、教諭が臨時雇いとして1,973万6,000円計上されているとすると、この臨時雇いの教諭は何名なのかということ、1人当たり幾らぐらいになるのかということが4点目。

5点目は、153ページの19負担金補助及び交付金のところの民間幼稚園入園負担金ということ。

○大関委員長 それは子ども福祉課だ。

○石井 栄委員 失礼しました。では、その4点ですね。

○大関委員長 学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 学費等の負担金については、調べていませんけれども、変わりません。

それと、統合によりスクールバスになっている部分がございます。統合によってふえている部分につきましては、単にスクールバスの部分がふえてございます。約1億5,000万円、小、中で。

それと、扶助費ですね。まず医療費につきましては、予算で35名で見えております。それと、学用品についてはいろいろなんですけども、例えば従来の新入生で55名とか、あとこの中に修学旅行費とかいろいろ入ってまして、300名ぐらいです。修学旅行等は237人で見えているんですが、給食費につきましては362名ぐらい見えています。

それと、幼稚園費で、臨時雇賃金につきましては、笠間幼稚園で7名見てございます。それと、稲田幼稚園で4名見てございます。単価につきましては、1人当たり時給1,000円で見えております。

○大関委員長 いいですか、石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、小中学校の特に小6、中3では、新たに徴収する学費の負担分の変化はないということですが、これにはこの前お話しになっていた英検の検定料というのは、今変化なしと言った中には含まれていないわけですね。

○大関委員長 学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 今の話の中には、英語教育の英検の検定料については加わっていません。

○大関委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それは一応形の上では希望者ということになるんですか。

○大関委員長 学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 希望者になります。

○大関委員長 次長園部孝男君。

○園部教育次長 石井委員、学費という表現されていますけれども、基本的に小中学校は学費としては取っておりません。給食費とかは取りますけれども、学費は取りませんので、その辺ちょっと誤解されないようにお願いします。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 石井委員からも質問がありました146ページの扶助費ですね。昔から貧乏人の子だくさんと言いまして、私も貧乏人の子だくさんで生まれているんですが、貧しさというのは子どもにとって非常に、昔は周り全部が貧しかったからどうってことはなかったんですけど、母子家庭の方がおったり、お父さんが仕事ができなくてという家庭があったり、子どもたちに対する手厚さと同時に、一生懸命働いて、夜も昼も働いてお子さんを育てている例えばシングルマザーなんかに対しては、心のケアというのは、教育次長に聞

きますけど、心のケアということに対しては予算書見てもなかなか出てこないんですが、それぞれどういうふうになっているのかということが1点。

あと1点は、学級崩壊のクラスが幾つかあるんですが、それに対して教育次長にお聞きしますが、対応をどのようにしているか、この2点お聞きします。

○大関委員長 教育次長園部孝男君。

○園部教育次長 まず、心のケアということでございますけれども、基本的には金銭の面のケアについては就学援助ということで対応しているわけなんですけど、心のケアの中で、まずはそれぞれのお子さんの担任が主になるんですけども、あとはケース・バイ・ケースによりますけれども、心の教室の相談員さんもいますし、それぞれに市で抱えている相談員さん、適応指導教室の相談員もそうですし、ケースによっては県の相談も案内しますし、そういった形でそれぞれのケースによって適切な場所、あとは学校で対応できるのが一番いいんですけども、なかなか複雑なケースもございますので、それに合った場所といますか、相談所に行くなりしたいということで、できれば学校の中で管理職も含めて対応して心のケアができればベストだと思うんですけども、なかなかそういかないケースも多いので、そういう場合にはそういうふうな対応をしております。

あと、学級崩壊のクラスがあるというお話なんですけど、まことに申しわけないですけど、教育委員会としては学級崩壊があるということは把握はしておりません。ただ、ちょっと落ちつかないクラスとかそういったクラスがあることはわかっておりますけど、崩壊までという認識はしてはおりません。

ただ、今回、学校生活の支援員を入れますけれども、これは笠間中学校に配置する予定なんですけれども、その中でかなりクラスが落ちついていないという話があったので、9月から支援員さんを入れておりますけれども、そういった対応をして崩壊にならないような手だてをしております。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 私が父兄から聞いている話では、警察事件もあって、逮捕まではいかないとしても警察が入って、その児童がなかなかというようなお話を実際父兄から聞いております。

学校の先生には言いづらい話なんですけど、学校の先生というのはまた特殊なんですよね、公務員社会の中でも。意外と、正直申しまして世間勉強が疎い方が多くいらっしゃいます。そういう中であって、なるべく学校の中で解決してくれという教育次長の気持ちはわかるんですが、教育次長も消化業務は部下に任せて、学校回りでもやっていただいて、実情を的確に把握していただければ、また市役所の職員さんのほうが世間勉強はできるかもしれないですよ。我々民間人と違って幾らか劣る点はございますが、とにかく火種が小さいうちに何とかいい形での対応をお願いします。

あとは、生活困窮者の子育てに対して、学校側に一人誰かきちんとした人がいて、聞か

なくても雰囲気的に、あの人のところに行けばいろいろ相談に乗ってくれるんだな、自分のプライバシーは守れるんだなという形の雰囲気を学校にまずつくっていただきたいんですよ。一人で悩んで困っているお父さん、お母さん方結構いらっしゃいます。それは自分の恥を話さなくちゃならないから、ある程度その学校の相談員の先生とか何か、あの人に相談すればプライバシーは守ってくれるし、いろいろ建設的な意見を聞かしてくれるという評判が立てば、結構聞きに来ると思うんですよ。

そういう中で、家庭の中がもめる、子どもが悪くなる、そのままになってしまうということが、善良な納税者に育ってもらえない現象をそこでつくるわけですので、その辺教育次長、一生懸命取り組んでいただきたいと思いますのですが、覚悟のほどはいかがでしょうか。

○大関委員長 教育次長園部孝男君。

○園部教育次長 まず、学校で警察が云々という話がありましたけれども、学校で生徒・指導も行い、物を破壊している、器物損壊等がもしあった場合なんですけれども、これは学校、我々の基本方針として、まず必ず警察のほうに相談することになっています。警察と学校の連絡という協定結んでいますので、警察のほう把握した場合には我々のほうに連絡が来る、学校の中で起きたときには警察の中で対応していただくという部分もありますので、必ずしもゼロでは、実質でも何件かございましたし、そういった対応しているということなので、実際学校に警察が入るということは本来好ましくないことなんでしょうけれども、保護者の中ではそういったことで話にはなっているかなと思います。

ただ、そういうお子さんがいらっしゃるということも事実でございますし、学校で対応できることであっても暴力事件等については必ず警察のほうに通報することになっております。

それと、生活困窮者の担当者を置くことですが、まず一番わかりやすいのが給食費の滞納が始まったとか、そういった形で把握できる場合が非常に多いです。あとは、お子さんを観察していて、身なりというか、朝ご飯を食べてこないんじゃないとか、着ているものとかという形で判断して、このお宅はちょっとということになれば、まずは、先ほど来申し上げましたけれども、担当者なり学校の生徒指導の先生がいらっしゃいますので、そちらでまずは対応して、実情を把握して、それに合ったところで対応するという形にしていきたいと思います。

もちろん教育委員会も含めてなんですけれども、なるべく手厚い手当てということで進めていきたいなど。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 答弁は結構ですが、実例が、今現在、いじめの中の約4割から半分は生活困窮者の子どもがいじめられているんですよ、貧乏ということで。それはなぜわかるかというと、私には小学校5年生の女の子の孫が2人と中学校1年生の男の子がいるんですよ。私は自分が、父親、母親が忙しく仕事をやって話す機会がなくて、様子見していると親

たちがあんまり話しないもので、孫らと話をした中で今のようなことがわかったわけなんですよ。

そうすると、精神的に子どもが、貧乏でも明るい子どもはいいけど、下を向いていじめられて、踏みつけられて、往々にして今度は社会を恨んだり、いろいろな形に変化しかねないので、その辺に関して、手厚い、極端な話、今すぐプールなんか直さなくていいから、そういう子どもたちを何とかしてあげたいというような気持ちを、次長初め皆さんが持っていて、子どもたちの育成、子どもをつくれ、つくれと言ったって、つくった子どもを不良にしちゃったんじゃないですから、よろしく願いしまして質問を終わります。

○大関委員長 そのほかございますか。

横倉委員。

○横倉きん委員 29ページ、6目の教育費県補助金で2節の小学校費補助金、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（小学校）で7万3,000円ということですが、これは3.11の被災者が対象になっているのかなと思うんですが、今、何人ぐらいいるのか、それとこれまで何人だったのかを伺います。

それから、140ページ、7節賃金6,223万4,000円、これは学力向上ということで臨時になっています。その中身と、継続するんでしたら、いつまでも臨時じゃなくて、今後の方針はどういうふうになっているかお尋ねします。

○大関委員長 学務課長大月弘之君。

○大月学務課長 7節賃金の学力支援員のほうからご説明したいと思います。これにつきましては、笠間市独自で学力向上ということで、以前はティーム・ティーチングということで事業を行っていたんですけれども、それを笠間市独自で21名雇用して、それでティーム・ティーチングと同じ形の先生をつけるということなので、この部分につきましては正職員ということではなくて臨時ということでございます。

それと、被災事業なんですけれども、この予算に計上しているのは1人ずつなんですけれども、今までのものはちょっとお待ちください。

○大関委員長 後でいいよ。いいでしょうよ、横倉さん。

○横倉きん委員 人数ね。人数はいいです。

○大関委員長 今のところ予算は1人しかやってない。

○大月学務課長 各1名入っています。

○大関委員長 後でやってください。横倉委員。

○横倉きん委員 それはいいですけれども、どういう支援をされて、交付金の中身としての支援。

あとは、学力向上ということで、笠間だけの独自のということなんですけれども、これ何年か続いていますよね。ティーム・ティーチングの後になったと思うんですが、やはり継続

するのであれば、身分の保障として、臨時ではなくてもっとしっかりした身分にしていかなければいけないのではないかと思うんですが、始まって何年になるかちょっとあれですけど、継続してやっている方、長い方でどのぐらいになりますか。そして、これからも続けるとしたら、その方がずっとこの臨時の中で教育の現場に当たるのかどうか。

○大関委員長 課長大月弘之君。

○大月学務課長 まず、先ほどの29ページの被災事業につきましては、中身につきましては、医療費、給食費、学用品の補助でございます。

それと、学力支援につきましては、たしか長い方で3年ぐらいになると思います。

○大関委員長 横倉委員。

○横倉きん委員 この学力向上はこれからも続けると思うんですが、今後ずっと続ける予定でしょうか、その辺の方向性。

○大関委員長 課長大月弘之君。

○大月学務課長 これにつきましては、引き続き継続して行ってまいりたいと考えております。

○大関委員長 次長園部孝男君。

○園部教育次長 学力向上支援事業については平成25年度から、それまでは県のチーム・ティーチングである加配の教員がついてやっていたんですけども、人数が限られておりましたので、市として全ての小中学校21校に学力支援員を配置してTTなり少人数指導に取り組みたいということで、取り組んで学力を上げたいということで、平成25年度から市の独自の予算で始まった事業でございます。

基本的に、始まった当時、3年やってみてその成果を検証するといえますか、それ以降続けるか、もっと別な方法という方向で、最初の平成25年度は。ことし27年が3年目ということで、全国学力テストの結果とか一つの目安みたいなものがあるんですけども、それを検証していきながら、事業の方向性、続ける方向で多分、学力が上がってきていますので、続ける方向で行くとは思いますが、今年度新たに検証作業は必要かなと思っています。

○大関委員長 ほかに質疑ございますか。

課長大月弘之君。

○大月学務課長 先ほどの福島からの受け入れということで、今まで小学校で8名、中学校で5名でございます。

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

15分まで休憩。

午後6時06分休憩

午後6時15分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

生涯学習課長米川健一君。

○米川生涯学習課長 議案第34号 平成27年度一般会計予算のうち、生涯学習課所管の予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算の主なものをご説明いたします。

予算書の25ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、4節の社会教育補助金は、笠間城保存整備事業調査事業の指定測量委託料や埋蔵文化財保護事業の重機借上料など、国庫補助対象となる経費の2分の1を埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金として計上しております。

続きまして、35ページをお開き願います。

18款繰入金、2項基金繰入金、14目文化財保護基金繰入金、1節の文化財保護基金繰入金は、指定文化財の修繕や維持管理に要する経費とするため基金から繰り入れるものです。

続きまして、41ページをお開き願います。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入、3節の雑入のうち、中ごろになりますが、各種講座参加者負担金（生涯学習課）と青少年相談員事業費国庫補助金、笠間市史売払代金、全国こども陶芸展陶芸教室参加料、筑波海軍航空隊記念館入場料が生涯学習課の所管となります。

そのうち新たなものとしましては、筑波海軍航空隊記念館の入場料となります。記念館は平成25年12月20日に開館し、2月末までに9万2,856人が来館されました。運営母体である筑波海軍航空隊プロジェクト実行委員会は、終戦70年となることし8月までで閉館を予定しているため、笠間市としては、記念館の必要性を鑑みまして、実行委員会の経営が終了後となる9月から来年3月までの7カ月間の運営を引き続き行い、その期間内の入場料を市の収入として計上するものでございます。なお、入場者数は、月当たり4,000人を見込んでおります。

次に、歳出予算の主なものをご説明いたします。

153ページをお開き願います。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費は、社会教育事業、花によるまちづくり事業、笠間国際音楽アカデミー事業、筑波海軍航空隊展示運営事業など15の事業を行います。

まず、1節報酬は、3公民館に2名配属している社会教育指導員6名の報酬が主なものでございます。

次に、154ページお開きください。

8節の報償費は、家庭教育学級や人権教育講演会の講師謝礼と、市史研究員7名に対する報償費でございます。

次に、11節の需用費は、花によるまちづくり事業の花苗の購入費が主なものでございます。

13節の委託料は、大原小学校などの学校開放事業の施設管理委託料、市内小中学校が全国こども陶芸展に出品する作品を制作する際の粘土対応を含めた講師派遣委託料、それと、市内在住の65歳以上の方と同伴家族1名が笠間日動美術館と春風萬里荘を無料で鑑賞いただける高齢者芸術鑑賞委託料、筑波海軍航空隊記念館を継続するための筑波海軍航空隊展示委託料でございます。

19節の負担金補助及び交付金の主なものは、関係団体への負担金のほか、155ページ5行目となりますが、15回となる全国こども陶芸展負担金、それと県から派遣されている社会教育主事の負担金、それと音楽家などを小中学校へ派遣し、生の芸術に触れてもらう青少年劇場小公演事業の負担金、それと12回となります笠間国際音楽アカデミー事業への負担金、それと各小学校のPTAで組織します笠間市PTA連絡協議会の補助金、それと登録してある社会教育団体が市民を対象とした事業を展開する際の経費に対して補助する社会教育推進事業補助金、それと市内文化団体で構成する文化協会の補助金でございます。

次に、160ページをお開き願います。

中ごろになりますが、4目歴史民俗資料館費は、国の登録有形文化財に指定されております笠間市立歴史民俗資料館の管理運営に要する費用でございます。

予算の主なものは、電気料や上下水道料、電話料のほか、施設の警備や消防設備の保守点検、開館日におけるシルバー人材センターへの施設管理業務の委託料でございます。

次に、5目研修所費は、岩間体験学習館分校の維持管理に要する費用でございます。

予算の主なものは、地元管理団体に対する事業推進報償費のほか、電気料や水道料、浄化槽の検査やくみ取り料、保守点検委託料、消防設備の保守点検委託料でございます。

次に、161ページをお開き願います。

6目青少年育成費は、青少年相談員事業や成人式事業、子ども会事業など5事業を行います。

まず、1節の報酬は、青少年相談員が店舗への訪問や祭礼の巡視、学校訪問などの青少年健全育成活動を行った際の報酬でございます。

8節の報償費は、成人式の写真代が主なものでございます。

14節の使用料及び賃借料は、成人式の会場使用料でございます。

19節の負担金補助及び交付金は、161ページから162ページになりますが、関係団体の負担金と市内の子ども会で構成する子ども会育成連合会への補助金でございます。

次に、162ページの中ごろになりますが、7目文化財保護費でございます。文化財保護費

は、指定文化財の保護費の笠間城保存整備調査事業、埋蔵文化財保護事業の3事業を行います。

1節の報酬は、文化財保護審議会委員12名への報酬と、笠間城跡調査指導員6名、それと嘱託職員として雇用しております埋蔵文化財専門員1名の報酬でございます。

7節の賃金は、埋蔵文化財の試掘調査をする際の臨時雇いをする賃金でございます。

13節の委託料は、笠間城跡の調査の基礎となる地形測量業務と、史跡の調査や保存を推進する上で支障となる立木の伐採委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料は、埋蔵文化財の試掘調査をする際に重機の借り上げを行う借上料でございます。

15節の工事請負費は、指定文化財の説明板を設置する工事費でございます。

19節の負担金補助及び交付金は、指定文化財の修繕や管理に要する補助金でございます。

以上で、生涯学習課所管の平成27年度予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後6時25分休憩

午後6時26分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公民館所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願ひます。

笠間公民館長鈴木倫孝君。

○鈴木笠間公民館長 それでは、笠間市立公民館の予算の説明をさせていただきます。

収入の部でございますが、まず、21ページをお開きください。

このページには款項目はございませんが、13款の使用料及び手数料、1項の使用料、一番上から2段目の欄の6目教育使用料につきましては、社会教育使用料と書いてありますけれども、合わせまして3館の公民館使用料を計上してございます。

続きまして、41ページをお開きください。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入、3節雑入でございますが、上から13行目になりますが、コピー使用料（友部公民館）から、下から3番目の各種講座参加負担金（岩間公民館）までの10項目でございますが、これにつきましては、3公民館のコピー使用料や各種講座参加者負担金及び市民体育館の電気使用料などを計上してございます。

収入の部は以上でございますが、続きまして、歳出の部、155ページをお開きください。

下側の2目公民館費ですが、前年と比較しますと増額になってはいますが、これにつきましては、笠間公民館の老朽化している部分の大規模改修をするための実施設計、こういったものが含まれていますので増額となっております。節の主なものを説明申し上げます。

1節報酬につきましては、公民館運営審議委員さん12名、地区公民館の館長、主事、おのおの12名の報酬などを計上してございます。

次に、二つ下の8節報償費につきましては、3館の各種公民館講座の講師謝礼などを計上してございます。

次のページをお開きください。

上から3段目になりますが、11節の需用費につきましては、主に電気料や水道料などの光熱水費などを計上してございます。

続いて、12節の役務費につきましては、主に電話料、笠間地区の公民館の浄化槽のくみ取りの手数料などを計上してございます。

次に、13節委託料でございますが、先ほども申し上げましたが、主なものは笠間公民館の大規模改修するための実施設計を初め、施設の保守点検委託料や清掃委託料などを計上してございます。

次のページになりますが、14節使用料及び賃借料については、講座に伴うバスの借上料や機器リース料などを計上してございます。

次に、15節工事請負費につきましては、笠間地区にある南公民館の駐車場の舗装工事や友部公民館の雨漏れの改修工事、そして岩間公民館の断熱フィルムの設置工事などの費用を計上してございます。

続きまして、18節の備品購入費につきましては、多目的パネルやマイクロホンの有線マイクの購入、備品の購入を計上してございます。

最後になりますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、市の文化祭、市民展覧会の実行委員会補助金や笠間市の防火管理協会の負担金などを計上してございます。

市立公民館につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員。

○大貫千尋委員 156ページの委託料、設計業務委託なんですけど、笠間の公民館は建てて何年たつのか、あとは収容人数が何名なのか、まずお聞きします。

○大関委員長 笠間公民館長鈴木倫孝君。

○鈴木笠間公民館長 大貫委員の質問にお答えいたします。

57年の建物でありまして、ことして33年が経過してございます。あと、収容人数ですが、

大ホール500人でございます。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 お金使うな、使うなと言って、使えの話なんですけど、正直申しまして、ご存じかもしれないですが、昔、友部でやっていましたグリーンビューは、下館の何とかグループという会社がやっていたんですが、3月いっぱい撤退するそうなんです。あの建物自体は、古い結婚式とか催事場の形式であって、今風には合わないらしい。私、あれに見てもらったんですよ、クラサワという社長のワタヒキさんに。市長から聞いたから、その話を。すぐに連絡をして、何だよと。

それで現実に、今、友部と岩間と笠間で500人以上入れる施設というのはないんですよ。だから、思い切って壊して1,500人ぐらい入れるようなものつくって見たらどうかなと思うんだけど、現実に。使い物にならないですよ、500人規模ぐらいの直してあれしても。のど自慢が精いっぱい、ここの公民館で何名入りますか。

○鈴木笠間公民館長 240人です。

○大貫千尋委員 そうでしょう。ないんですよ。あれがペアになるとないですよ、施設がこの界限に。恐らくあれ大規模改修すると、新しく建てるのの半分ぐらいかかりそうですよね。予算どのぐらい見ているんですか。

○大関委員長 公民館長鈴木倫孝君。

○鈴木笠間公民館長 26年度に事前調査して、概々算なんですけど、全体事業費として、リニューアル、大ホールから全てやりまして概算6億円ぐらいかかるだろうということが出ておりますが、ただ、同じ規模を現在建てた場合には幾らぐらいかかるのかということで設計に確認しますと、あの建物でやると約30億円ぐらいかかるだろうと。500人規模と、あれが33年前に建てたのが約10億円ですから、あの建物が。今あの規模で建てると30億円ぐらいになるだろうというようなことなもので、30億円かかるものを6億円、5分の1ぐらいでリニューアルできるのであれば、建てかえるよりはリニューアルしたほうがいいだろうということで、今回リニューアルのための実施設計を上げさせていただいたわけです。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 今現在の利用頻度はどういう状況なんですか。

○大関委員長 公民館長鈴木倫孝君。

○鈴木笠間公民館長 笠間公民館全体の26年度の実績は出ていませんが、25年度の実績で申し上げますと、年間約5万2,000人ぐらいが笠間公民館を利用しています、そのうち…

○大貫千尋委員 何日。

○鈴木笠間公民館長 302日ぐらいです、開館日数は。

○大貫千尋委員 利用している人数。

○鈴木笠間公民館長 利用している人数は、今、年間で5万2,000人ぐらい、そのうち大ホ

ールのほうが40%ぐらいですから、約2万人ぐらい大ホールは年間使っていただいている
というような状況でございます。

○大貫千尋委員 わかりました。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時38分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

笠間図書館長石井 淳君。

○石井笠間図書館長 それでは、笠間市立図書館3館の予算について説明させていただきます。

まず、歳入のほうになります。

予算書の21ページをお開きください。

中段になります。13款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、2節社会教育
使用料の一番下になります。図書館使用料でございます。こちらは、笠間図書館の自動販
売機の使用料3台分でございます。

続きまして、予算書の41ページをお開きいただきたいと思います。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入、3節雑入でございます。下から2番目から、図書館
の利用者カードの再発行手数料、続きましてコピーの使用料、ページかわりまして、42ペ
ージ、雑誌スポンサー協力金、そして図書館リユースフェアの協力金、各種講座参加者負
担金、以上が歳入になります。

続きまして、図書館の歳出に入ります。

予算書の158ページをお開きください。

中段になります。9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費の説明をさせていただきます。

1節報酬、こちらは図書館協議会委員15名の報酬になります。

4節及び7節でございますが、7節賃金、3館の非常勤職員26名分の賃金、うち4節社
会保険料20名分の社会保険料でございます。

続きまして、8節報償費でございます。こちらは、図書館講座の2講座、あとは読み聞
かせ講習、ブックスタートの講習の講師謝礼でございます。

続きまして、11節需用費、光熱水費、燃料費で63%、半分以上を占めます。その他図書館の資料でございます。雑誌、新聞料金、またはI Cタグ等の資料装備用品と館内消耗品の需用費でございます。

続きまして、ページをかかります。159ページ、12節役務費でございます。電話料または公衆等無線LAN、W i - F i でございますが、そちらのプロバイダー料、図書館ボランティア活動保険等でございます。

13節委託料、一番大きいものは清掃委託料、そのほか各種保守委託料ということで、図書館システム、空調、エレベーター、自動ドア、消防機器、電気保安等でございます。

そのほか、新しいものが蔵書点検委託ということで、ことし初めて計上になります。これにつきましては、図書館の蔵書点検を2年に一度やってございます。そちらにつきまして、民間委託ということで一晩のうちに蔵書の棚卸しをやります。一晩でカウントしてしまうということで、それによりまして、笠間、友部館が今まで5日休館をいただいていたところを3日で済ませる、2日短縮、岩間が3日やっていたところを1日にするという形で短縮するというでございます。

その次が、14節使用料及び賃借料でございます。こちらは、図書システムの賃借料が主でございます。そのほか、図書のデータベース使用料、または友部図書館の敷地借上料等が含まれます。

160ページをお願いいたします。

15節工事請負費でございますが、こちらは友部図書館、築21年目になっておりますが、トップライトのカバー等が消耗品ということで、こちらの交換5カ所分の工事でございます。

続きまして、18節備品購入費、こちらが図書館の資料ということで、図書、またCD、DVD、視聴覚資料の購入費となっております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、日本図書館協会の負担金、県図書館協会の負担金、または市防火管理協会の負担金でございます。

以上が図書館分の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員。

○大貫千尋委員 159ページの14款使用料及び賃借料、友部の図書館はいまだに借地のままだったんですか。

○大関委員長 図書館長石井 淳君。

○石井笠間図書館長 借地です。面積のほうが3筆で7,777平米です。賃借料のほうが470万2,000円です。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 何年借りておりますかね。累計で地代として幾ら、概算でいい。何年というのがわかれば概算出ちゃうでしょう。

○大関委員長 図書館長石井 淳君。

○石井笠間図書館長 こちらが平成13年4月1日の契約でございまして、平成33年3月1日までの30年間の契約をしているところでございます。概算ですが、6,110万円程度です。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 あれは当初つくるときにどうしても売ってくれないということで、後日売買の話をしていくという方向だったと私は記憶しているんですよ。というのは、水田のまま借りたんですね、実際。水田の借地料というのは、本来1年間借りたって1反歩2万円がいいところですよ。でも、現実に計画が進んじゃってあれなんでということで、これは正直いって不当ですよ、不当。泥棒以上の不当行為。7反歩の田んぼを借りたわけですよ。宅地化したのは、本人はできないわけだ。7反歩の宅地化はできない。行政が図書館をつくるから宅地化になったわけだ。その辺の事情の中で、いつまでも今の借地契約を続けるんじゃないかと、とっくにあの土地の値段にすれば2倍ぐらいの値段で、買った値段を払っちゃっているわけだから、これは執行部初め、真剣に取り組まないでだめだと思うよ。

前任者がそうしてきたから俺らも払っていて構わないんだと、これは担当所管の課の仕事じゃなくて市長以上の仕事だから、何とかその努力してみてください。1年後また聞きますよ。以上です。

○大関委員長 教育次長園部孝男君。

○園部教育次長 あそこの借地問題じゃないですけど、借地については、私が管財課にいたときからで、引き継ぎは、大貫委員さんのように、将来的にはずっと建ててあるならば買収してしまったほうがいいんじゃないかという話がありまして、図書館敷地だけじゃなくて、その隣の駐車場になっているところも、これは市長部局で借りているんですが、あそこも借りているわけですね。その関係で地主さんのところにそういうお話をしに行った経緯もあります。

ただ、こればかりは個人個人の契約の細かい話ですので、簡単に了解いただけるかということになりますので、市の意向を伝えて、所有地主の方の意向もありますでしょうし、非常に長い期間使うかもしれないですけども、旧友部町で最初にそういった意向があることがわかっていましたので、期間はかかるかもしれないですけども、今後課題かなと思います。建物が建っている以上、あそこに図書館としてずっと使う以上は、借地よりも市のものにしたほうがいいのかなという気がします。

○大関委員長 ほかにございますか。

横倉委員。

○横倉きん委員 160ページです。18節備品購入費2,800万円、これは図書の購入費やなんかに充てるのかと思うんですが、前年度からすると701万8,000円減っているんですね。

これは笠間市の人材育成という、未来の笠間市をどうつくるか、子どもから大人までですけれども、本当の民主主義、文化、これからいろいろな困難なことも起こる中で、そういう点では一番大事な基礎の部分があると思うんですが、これがどんどん減らされているというのは、今、皆さんの努力でかなりのトップクラスの入館者というか、本の貸し出しもしていると思うんですが、せつかく3館あってこれしかない予算というのは、やっぱり問題ではないかと思うんです。一番の文化、人材育成の場になっているわけですから、これは削らないでもっとふやす。

これは1館分しかないと思うんですよね、今まで友部図書館でも3,000万円ぐらいはあったんですが、今、3館になってこれだけではやっぱり少ない。そして、月刊誌というのはかなり情報が早いですし、やはり大事なものだと思うんですよね。かなり減っちゃっているなと私も行って見るんですが、そういう点では、これは余りにも低過ぎるんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考えをお願いします。

○大関委員長 図書館長石井 淳君。

○石井笠間図書館長 今、委員さんからお話がありましたとおり、減っています。26年度は、実は図書の補強というか、強化ということで、その前の25年度が2,500万円の予算でございました。そこを1,000万円足してもらったのがことし26年の3,500万円ということで、これを3年に一遍ぐらいというお話もありまして、それを強化という形でやっていこうという話もあったんですが、ことし財政とのお話をした中で、うちのほうは最低でも、ならしが3年に一遍というやり方じゃなくて、例年通しでという話をしたんですよ。その中で、当初2,500万円という形でもとに戻すよというお話があったんですが、そこをちょっとお話の中で300万円ほど足していただいて2,800万円にしたという経過はあるんです。

また、今後もしできれば1年だけ1,000万円ふやすとかじゃなくて、3,000万円ぐらいの定例的なものを要求していくようには私どものほうとしては考えております。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後6時53分休憩

午後6時54分再開

○大関委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、スポーツ振興課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

スポーツ振興課長松田輝雄君。

○松田スポーツ振興課長 スポーツ振興課松田です。よろしくお願いたします。議案第

34号 平成27年度笠間市一般会計予算スポーツ振興課分について、予算書21ページからご説明をいたします。

歳入の説明でございます。

中段になりますが、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目の教育使用料、2行目にいきまして保健体育使用料にございます柿橋グラウンド使用料は、柿橋テニスコートのナイター使用料でございます。

続きまして、31ページをお開きいただきたいと思います。

中段でございますけれども、16款財産収入、1項財産運用収入、中段の1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入でございます。一番右側のほうに土地貸付収入（スポーツ振興課）分でございます。こちらは、総合公園に気象庁が設置した気象観測施設の土地代収入になります。

続きまして、42ページをお開きいただきたいと思います。

20款の諸収入、4項雑入、5目雑入、3節雑入になりますけれども、中段ちょっと上になります。上から4行目、駅伝大会参加チーム負担金、各種スポーツ教室参加料、水戸地方気象台観測謝礼でございます。

スポーツ振興課の歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。

163ページをお開きいただきたいと思います。

ちょうど中段あたりから下になります。6項の保健体育費、1目保健体育総務費、1節報酬でございます。報酬の主なものでございますが、スポーツ推進委員さん29名に対するスポーツ推進委員の報酬でございます。

続きまして、164ページをお開きいただきたいと思います。

7節賃金でございますが、賃金の主なものとしましては、合併10周年記念事業、それからスポーツイベント事業を平成27年度に実施することから、臨時雇賃金（緊急雇用創出事業）でございます。合併10周年記念事業は、10月18日の日曜日に総合公園で幼児から高齢者までの市民総参加による市民運動会を開催いたします。

続きまして、8節の報償費につきましては、市民の方々の中で全国大会に出場した場合に給付するスポーツ奨励金になっております。

9節の旅費につきましては、和歌山県で平成27年度開催されます国体の視察、それから報告会に出席する普通旅費が主なものでございます。視察につきましては、笠間市が会場となる軟式野球、ゴルフ、クレー射撃及び合気道の運営状況を把握し、報告会につきましては翌年度以降の国体会場を対象に当該年度の国体会場が主催する報告会に出席するものでございます。また、茨城国体は平成31年に開催され、平成27年度には実行委員会設立準備委員会を設置してまいります。

続きまして、11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料及び165ページになりますけれ

ども、14節使用料及び賃借料につきましては、スポーツ振興課が所管します中学校駅伝大会や各種イベント等の事業に必要な経費でございます。

18節の備品購入費でございますけれども、市内小中学校体育館の学校開放に伴い、バレーボール支柱やネットを買いかえる備品購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますけれども、主なものとしましては、下から5行目になります。スポーツ少年団の補助金、体育協会の補助金、マラソン大会の補助金、10周年記念事業実行委員会の補助金になっているところでございます。

続きまして、体育施設費をご説明申し上げます。

7節の賃金でございますが、賃金につきましては、岩間武道館の清掃等を行う臨時雇賃金でございます。

11節需用費でございますけれども、下から3行目の光熱水費、修繕料等、直営施設に係る維持管理経費でございます。

12節役務費の主なものとしましては、合併浄化槽等のくみ取り手数料、その他の経費でございます。

13節の委託料でございますけれども、主なものとしましては、上から3行目になります。岩間工業団地のテニスコートの大規模改修に必要な監理業務委託料、それから設計業務委託料、そのほか草刈り等の委託料、それから一番下でございます指定管理の委託料でございます。

指定管理施設でございますが、総合公園、市民体育館、笠間武道館、岩間海洋センター、石井街区公園の6施設でございます。なお、指定管理期間は平成25年度から平成29年度までの5年間となっております。

14節の使用料及び賃借料につきましては、海洋センターのグラウンドを初め、体育施設の駐車場等の借地料になります。

15節の工事請負費でございますけれども、主なものとしましては、工業団地テニスコートの大規模改修工事になります。岩間工業団地のテニスコートは、整備後20年以上が経過し、劣化による亀裂解消の修繕を繰り返していましたが、修理部品が製造中止となっており、修理できないことから、人工芝のテニスコートに改修するものでございます。

16節の原材料費は、グラウンドの補充に要する山砂等の購入費でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、主なものとしましては、スポーツ施設予約システムの運営協議会負担金になります。

スポーツ振興課の歳出につきましては以上でございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

183ページをお開きいただきたいと思います。

上から3行目でございますが、スポーツ施設指定管理料として3億2,011万1,000円を計上しているところでございます。こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました指

定管理料に係る債務負担行為の合計金額でございます。

以上がスポーツ振興課所管分の歳入歳出及び債務負担行為の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○大関委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大貫委員。

○大貫千尋委員 スポーツ振興課の主な仕事というのは、大まかにいうとどういうことなんでしょうね。初歩的な質問で恐縮です。

○大関委員長 スポーツ振興課長松田輝雄君。

○松田スポーツ振興課長 市民にスポーツを振興するという視点で各種のイベントを開催するという事、また、スポーツ行政の中で市民がいろいろなスポーツをしやすい環境をつかって、それを提供していくというようなことを主な業務としております。

○大関委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 市民の健康増進を含めた形ですね。予算は立てているんですか。

○大関委員長 スポーツ振興課長松田輝雄君。

○松田スポーツ振興課長 ただいまの大貫委員からのお話でございますけれども、スポーツ施設、私どものほうで、直営施設であるとか指定管理施設を含めまして維持管理をしております。簡単に申し上げますと、もう少し予算があればいいなと感じております。

○大関委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大関委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係各課の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。

次の委員会は、12日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後7時04分散会